

# 特集

## 平成20年度 普通交付税の算定結果 について（市町村分）

### 目次

I 決定（当初算定）の概要…………… 65	⑤ 密度補正…………… 83
II 地方財政対策…………… 66	ア 下水道費
① 歳出の特別枠「地方再生対策」の創設 について…………… 67	イ その他の土木費
② 交付税特別会計借入金償還の繰延等につ いて…………… 68	ウ 小・中学校費
③ 財源不足の補てんについて…………… 68	エ 生活保護費
III 平成20年度地方交付税総額 …… 69	オ 社会福祉費
IV 算定方法の主な改正点…………… 69	カ 保健衛生費
1 基準財政需要額…………… 69	キ 農業行政費
(1) 費目及び測定単位に関する事項 …… 69	⑥ 投資補正…………… 85
① 地方再生対策費の導入	ア 道路橋りょう費
② 新型交付税について	イ 都市計画費
③ その他の費目及び測定単位の改正点	ウ 公園費
(2) 単位費用に関する事項…………… 71	エ 下水道費
① 主要な改正点	オ 地域振興費
② 給与改善費及び追加財政需要額	⑦ 事業費補正…………… 87
③ 補正に関する事項…………… 74	ア 下水道費
① 態容補正…………… 74	イ 農業行政費
ア 普通態容補正	⑧ 種別補正…………… 88
イ 経常態容補正	ア 道路橋りょう費（面積）
② 段階補正…………… 80	イ 高等学校費
③ 数値急増補正…………… 80	ウ 公債費
ア 人口急増補正	(4) 臨時財政対策債…………… 93
イ 65歳以上人口急増補正 I	2 基準財政収入額…………… 93
ウ 75歳以上人口急増補正 I	(1) 市町村民税所得割…………… 93
エ 世帯数急増補正	(2) 市町村民税法人税割…………… 94
④ 数値急減補正…………… 81	(3) 固定資産税…………… 95
ア 人口急減補正	(4) 利子割交付金…………… 95
イ 学級数・学校数急減補正	(5) 配当割交付金及び株式等譲渡所得割 交付金…………… 95
ウ 農家数急減補正	V おわりに…………… 95
エ 従業者数急減補正	
	平成20年度普通交付税の再算定について …… 96
	1 はじめに…………… 96
	2 地方税等減収補てん等臨時交付金… 96
	3 普通交付税の再算定…………… 96
	4 再算定の結果…………… 96

## I 決定（当初算定）の概要

平成20年度の普通交付税が8月15日に決定された。普通交付税は、地方交付税法第10条第3項の規定により、遅くとも毎年8月末日までに決定することとされているが、例年7月中に決定されていた。今年度は地方交付税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布施行されたことを受け、8月中旬の決定となったものである。

<全国の状況>

今年度の普通交付税の総額は14兆4,816億円で、うち市町村分が6兆4,675億円、道府県分が8兆141億円であり、昨年度と比較すると、1,913億円、1.3%の増（市町村分2,375億円、3.8%の増、道府県分△462億円、0.6%の減）となっている。

なお、平成13年度から、財源不足額の補てん措置として、従来の交付税特別会計の借入金方式に替えて臨時財政対策債を発行することとされており、基準財政需要額の一部が臨時財政対策債に振り替えられているが、今年度はその金額が2兆8,332億円と昨年度と比べ7.7%の増となっている。

したがって、地方交付税総額（特別交付税を含む）15兆4,061億円と臨時財政対策債総額2兆8,332億円を合算した実質的な交付税額は18兆2,393億円で、昨年度に比べ2.3%の増となっている。

基準財政需要額（市町村分については、一般算定と合併算定替を単純に合算したものによる。以下、基準財政収入額についても同じ。）では、「包括算定経費」は、市町村分が3兆2,986億円、道府県分が1兆5,665億円で、昨年度と比較して市町村分が2.5%の減、道府県分が3.1%の減となっている。また、「個別算定経費」は、市町村分が17兆6,917億円、道府県分が17兆9,271億円で、昨年度と比較して市町村分が0.7%の減、道府県分が0.5%の増となっている。これは給与関係経費、投資的経費等が抑制されていることを受けて減少している一方で、後期高齢者医療制度の施行に伴う事業費、後期高齢者医療給付費の増（道府県分の需要の増加のほうが大きい）や障害者自立支援給付費負担金の増等の要因によるものである。

公債費については、市町村分が2兆7,314億円で昨年度比7.4%の増、道府県分が2兆9,141億円で3.9%の増となっている。

今年度から創設された地方再生対策費は、市町村が地方再生の取組の主な役割を担うことを考慮して、道府県分が1,504億円、市町村分が2,504億円となっている（地方再生対策費の詳細については後述）。

また、臨時財政対策債振替額は、市町村分が1兆2,316億円で6.3%の減、道府県分が1兆6,016億円で21.8%の増となっている。これは、通常分が減少する一方で、地方再生対策費見合いの臨時財政対策債をすべて道府県が発行することとしたことによる。その結果、臨時財政対策債振替後の基準財政需要額は、市町村分で22兆7,405億円、昨年度比1.4%増、道府県分で20兆9,565億円、昨年度比0.1%増となっている。

基準財政収入額では、市町村分が17兆7,136億円で昨年度に比べ0.3%の増、道府県分が13兆8,182億円で1.1%の増となっている。これは、道府県分、市町村分ともに減収補てん特例交付金の創設によるもののほか、市町村分においては固定資産税の増、道府県分においては道府県民税所得割の増によるものである。

その結果、交付基準額は、市町村分で昨年度比3.8%増の6兆4,953億円、道府県分で0.6%減の8兆437億円となっている。また、今年度の道府県分と市町村分の配分割合は、道府県分55.3%、市町村分44.7%となり、昨年度に比べて市町村分に1.1ポイントシフトした。（第1表）

不交付団体の数は、都道府県では、昨年度と同様に2団体（東京都・愛知県）、市町村では177団体で、市町村については交付から不交付になったものが6団体、不交付から交付となったものが15団体で、結果9団体減少している。

調整率については、0.001620898と決定され、その影響額は574億60百万円となった。（第2表）

なお、府内市町村（大阪市・堺市含む。以下同じ。）の影響額は21億58百万円であった。

<府内の状況>

府内市町村の決定総額は1,759億86百万円で、昨

第1表 道府県分と市町村分の配分割合の推移

(単位:%)

年 度	50	55	60	2	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
道府県分	55.1	55.2	58.3	57.4	54.4	54.7	53.4	53.5	55.7	56.5	56.9	57.9	57.8	57.4	56.9	56.5	56.4	55.3
市町村分	44.9	44.8	41.7	42.6	45.6	45.3	46.6	46.5	44.3	43.5	43.1	42.1	42.2	42.6	43.1	43.5	43.6	44.7

注) 数値は当初算定による

年度と比べると65億79百万円、3.9%増となった。

不交付団体数は、昨年度と同じく5団体となった。また、これらの不交付団体の財源超過額は、117億94百万円であり、昨年度と比べて8億21百万円、7.5%の増となった。(第3表・第4表)

基準財政需要額については、給与費の減や投資的経費の縮減もあり、個別算定経費は昨年度比で1.5%の減(全国市町村は0.7%の減)、包括算定経費は昨年度比で2.6%の減(全国市町村は2.5%の減)となっている。

公債費については、「臨時財政対策債償還費」、「公害防止事業債償還費」などが増加したことにより6.9%の増となった(全国市町村は7.4%の増)。「公害防止事業債償還費」の増は、公害防止計画の改定に伴い、一部市町が公害防止区域から外れたことにより、公害防止事業債償還費から控除されていた下水道資本費準化債の当該年度同意等見込額が、下水道費の事業費補正において控除されることとなったのが、主な要因である。

この結果、基準財政需要額は、臨時財政対策債振替前比較で0.3%減(全国市町村は0.9%増)、振替

後で0.1%の増となった(全国市町村は1.4%の増)。

一方、基準財政収入額では、減収補てん特例交付金の創設によるものや利子割交付金の大幅な増のほか、固定資産税が増となったものの、法人税割や地方消費税交付金の減、また、自動車取得税交付金の大幅な減に伴って、総額では0.3%の減となっている(全国市町村0.3%の増)。全国市町村が増となる中で府内市町村が減となったのは、基準財政収入額に占める割合が全国より比較的高い法人税割が減少したことが主な要因である。

## II 地方財政対策

平成20年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高水準で推移することなどにより、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれた。このような非常事態ともいふべき地方財政の状況の中、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、国の歳出予算と歩を一にして地方歳出を見直すこととされ、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を図り、これらを通じて、地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮を図ることとされた。その一方で、喫緊の課題である地方の再生に向けた自主的・主体的な地域活性化施策の充実等に対処するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することを基本として地方財政対策が講じられた。その概要は次のとおりである。

まず、地方の再生に向けた総合的な戦略と連携した地方税財政上の対応として、「地方と都市の共生」の考え方の下、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方財政計画の歳出に、地方が自主

第2表 平成20年度調整率算出基礎

1 普通交付税の総額	14,481,564,696 千円
2 財源不足額の合算額	14,539,024,455 千円
3 財源不足団体の基準財政需要額の合算額	35,449,317,973 千円
4 調整額(2-1)	57,459,759 千円
5 調整率(4/3)	0.001620898
(参考)調整額及び調整率の推移	
平成元年度	58,776,237 千円 0.00236090
平成2年度	50,094,669 千円 0.00185975
平成3年度	63,349,446 千円 0.00218624
平成4年度	59,685,157 千円 0.00191654
平成5年度	61,113,620 千円 0.0018350443
平成6年度	55,823,568 千円 0.0016188401
平成7年度	35,375,907 千円 0.0009969168
平成8年度	48,095,591 千円 0.001297556
平成9年度	35,108,270 千円 0.000898101
平成10年度	25,508,869 千円 0.000631461
平成11年度	21,966,069 千円 0.000524684
平成12年度	20,738,288 千円 0.000486711
平成13年度	30,901,145 千円 0.000740687
平成14年度	24,614,594 千円 0.000615372
平成15年度	70,595,875 千円 0.001900611
平成16年度	63,858,475 千円 0.001781177
平成17年度	60,854,503 千円 0.001636624
平成18年度	88,149,222 千円 0.002446382
平成19年度	61,092,186 千円 0.001710240

第3表 算定結果の概要

		府内市町村(単位：百万円、%)			全国市町村(単位：億円、%)		
		20年度	19年度	伸び率	20年度	19年度	伸び率
基準財政需要額	包括算定経費	163,615	168,063	△ 2.6	32,986	33,835	△ 2.5
	個別算定経費(公債費等除き)	1,160,065	1,177,174	△ 1.5	176,917	178,227	△ 0.7
	小計 ( a + b )	1,323,680	1,345,237	△ 1.6	209,903	212,062	△ 1.0
	地方再生対策費	5,858	—	—	2,504	—	—
	公債費等	185,341	173,457	6.9	27,314	25,424	7.4
	(臨財債振替前需要額)	1,514,879	1,518,694	△ 0.3	239,721	237,486	0.9
	臨時財政対策債発行可能額	72,776	77,698	△ 6.3	12,316	13,150	△ 6.3
	計	1,442,103	1,440,996	0.1	227,405	224,336	1.4
基準財政収入額		1,275,916	1,279,126	△ 0.3	177,136	176,577	0.3
交付基準額		178,143	171,682	3.8	64,953	62,599	3.8
普通交付税額		175,986	169,407	3.9	64,675	62,300	3.8
財源超過額		11,794	10,973	7.5	14,684	14,840	△ 1.1

(注) 府内市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額には錯誤額を含まない。(全国数値には錯誤額を含む。) 基準財政需要額及び基準財政収入額は一本算定と合併算定替を単純に合算したものである。交付基準額、普通交付税額及び財源超過額は一本算定と合併算定替有効分を合算したものである。端数処理のため、計において一致しない場合がある。

第4表 不交付団体数の推移(当初算定ベース)

年 度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
全国市町村	(1) 156	(1) 152	(1) 141	(1) 121	(1) 118	(1) 84	(1) 77	(1) 95	(1) 104	(1) 114	(1) 133	(1) 138	(1) 169	(1) 186	(1) 177	
府内市町村	6	8	8	8	8	4	4	5	5	3	4	4	6	5	5	
団 体 名	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 吹田市 箕面市	豊中市 吹田市 吹田市 箕面市	豊中市 吹田市 吹田市 箕面市	豊中市 吹田市 吹田市 箕面市	豊中市 吹田市 吹田市 箕面市	豊中市 吹田市 吹田市 箕面市	豊中市 吹田市 吹田市 箕面市	豊中市 吹田市 吹田市 箕面市	豊中市 吹田市 吹田市 箕面市	豊中市 吹田市 吹田市 箕面市	豊中市 吹田市 吹田市 箕面市
	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	

注) ( )内は東京都特別区で外数である。

平成17年度までは、財源超過団体のうち合併算定替を適用した結果、普通交付税の交付を受けることとなった団体は交付団体として計上していたが、平成18年度以降については、不交付団体として計上している。

的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な特別枠「地方再生対策費」が創設された。

一方、交付税特別会計借入金の償還や平成18年度精算分の一部を繰り延べるなどしても、なお生じる財源不足については、平成19年度に講じられた平成21年度までの制度改正に基づき、従前と同様の例により補てん措置を講じることとされた。この結果、平成20年度は、平成19年度に引き続き国と地方が折半して補てんすべき額は生じないこととなった。

以下、個々の項目について具体的に説明する。

(第5表)

- ① 歳出の特別枠「地方再生対策費」の創設について  
「地方再生対策費」は、今般の地方税の偏在是正の効果額を勘案して、4,000億円が計上された。ただし、偏在是正の効果が発現するまでの間は、つなぎ措置として、その財源のうち3,700億円(交付団体の需要増加相当額)の全部又は一部を臨時財政対策債の発行により確保することとされ、平成20年度

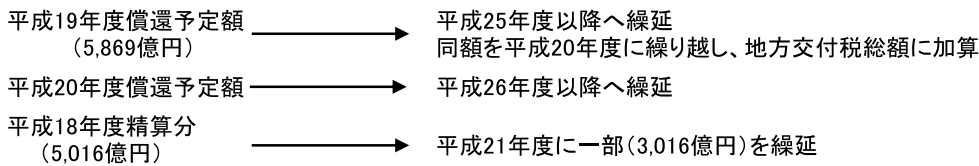
第5表 平成20年度地方財政対策の概要

**1 歳出の特別枠「地方再生対策費」を創設**

- 「地方再生対策費」の創設 4,000億円
  - ・地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方財政計画に地方が自主的・主体的に取り組む活性化施策に必要な歳出を計上し、財源を確保。
- 「地方再生対策費」は、地方交付税の算定を通じて、市町村、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分
  - ・実質的な配分 都道府県1,500億円、市町村2,500億円
  - ・第一次産業就業者比率や高齢者人口比率等を反映。合併市町村に配慮。

**2 交付税特別会計借入金償還の繰延等**

- 地方税及び地方交付税の原資となる国税の伸びが鈍化する中で、経費全般の徹底した節減合理化に努めても、社会保障関係経費の自然増や公債費が依然高水準であることにより、大幅な財源不足が生じる見込みとなったことから、予定されていた交付税特別会計借入金の償還等を繰延



**3 財源不足の補てんについて**

**財源不足額 5兆2,476億円**

2.を講じたうえで、なお生ずる財源不足について、以下のとおり補てん。

- 財源不足額 5兆2,476億円
 

臨時財政対策債の発行	2兆8,332億円 ※1
建設地方債の増発(財源対策債)	1兆5,400億円 ※2
国の一般会計からの加算	6,744億円 ※3
特別交付金	2,000億円 ※4

  - (※1の内訳)
    - ・既往の臨時財政対策債の元利償還分 1兆2,522億円
    - ・地方財政計画歳出の投資的経費(単独)と一般行政経費(単独)の一体的かい離是正分(一般財源相当分) 1兆2,110億円
    - ・地方再生対策費分 3,700億円
  - (※2の内訳)
    - ・一般公共事業債の充当率の臨時的引き上げ及び対象事業の臨時的拡大並びに地域活性化事業債等の一部についての充当率の臨時的引き上げによる。
  - (※3の内訳)
    - ・平成19年度における国から地方団体への税源移譲に伴う地方交付税総額の減少影響の緩和措置額 2,000億円
    - ・公共事業等臨時特例債の利子負担額等 4,744億円
  - (※4の内訳)
    - H19~H21 各年度2,000億円

においては、偏在是正の効果が発現しないため、その全額を臨時財政対策債の発行により措置されることとなった。

② 交付税特別会計借入金償還の繰延等について

平成19年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還については繰り延べた上で、当該償還予定額(5,869億円)を平成20年度に繰り越して地方交付税の総額に加算するとともに、平成20年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還も繰り延べることとし、また、平成18年度精算分の一部(5,016億円の減額のうち3,016億円)を平成21年度に繰り延べることとされた。

なお、地方税収入及び地方交付税の原資となる国

税収入の伸びの鈍化を勘案し、必要な地方交付税総額を確保するため、交付税特別会計借入金の償還について、平成19年度に行う予定となっていた償還を平成25年度以降に、平成20年度及び平成21年度に行う予定となっていた償還をそれぞれ平成26年度以降及び平成27年度以降に繰り延べることとし、現行の償還期限(平成38年度)の範囲で償還計画を見直すこととされた。

③ 財源不足の補てんについて

平成20年度においては、②の交付税特別会計借入金の償還の繰延等を講じても、なお生じる財源不足(5兆2,476億円)については、従前と同様の例により、次の補てん措置が講じられた。

まず、建設地方債（財源対策債）の増発によって1兆5,400億円を補てんすることとされた。また、一般会計からの加算額（既往法定分）6,744億円を交付税特別会計へ繰り入れることとされた。さらに、地方が負担する既発の臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行額2兆8,332億円、及び「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」附則第4条第1項に規定する特別交付金2,000億円により補てん措置を講ずることとされた結果、国と地方が折半して補てんすべき財源不足額は生じないこととなった。

### III 平成20年度地方交付税総額

交付税法附則第3条には、「政府は、地方財政の状況等にかんがみ、当分の間、第6条第2項の規定により算定した交付税の総額について、法律の定めるところにより、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずること」と定められている。この規定に基づき、交付税法等改正法による改正後の交付税法附則第4条において特例が講じられ、必要額が確保された。平成20年度分の地方交付税総額の算定基礎は第6表のとおりである。

一般会計から繰り入れられる地方交付税の額（入口ベース）は、次の①～④により15兆1,401億円となっている。

この一般会計からの繰入額（入口ベース）に次の⑤～⑦の額を加算、控除した額 15兆4,061億円（対前年度当初2,034億円、1.3%増）が交付税特別会計における地方交付税総額（出口ベース）となっており、このうち普通交付税は14兆4,816億円（同1,913億円、1.3%増）、特別交付税は9,245億円（同121億円、1.3%増）となっている。

① 所得税及び酒税の収入見込額17兆8,110億円の32%に相当する額5兆6,995億円、法人税の収入見込額16兆7,110億円の34%に相当する額5兆6,817億円、消費税の収入見込額10兆6,710億円の29.5%に相当する額3兆1,479億円並びに国たばこ税の収入見込額8,940億円の25%に相当する額2,235億円の合計額 14兆7,527億円

- ② 平成18年度国税決算に伴う精算分（一部） △2,000億円 (注1)
- ③ 過年度精算分 △870億円 (注2)
- ④ 国の一般会計における加算額（既往法定分） 6,744億円
- ⑤ 交付税特別会計借入金等に係る利子支払のための控除額 △5,711億円
- ⑥ 剰余金の活用等 2,502億円
- ⑦ 前年度からの繰越分 5,869億円 (注3)

(注1) 残余の3,016億円については、平成21年度において減額される。

(注2) 平成20年度の国税五税の収入見込額の一定割合の額から、平成9年度及び平成10年度に係る精算額のうち平成20年度分の精算額を減額することとされた。

(注3) 平成19年度分の交付税特別会計の借入金償還を繰り延べたことにより生じた分である。

### IV 算定方法の主な改正点

#### 1 基準財政需要額

##### (1) 費目及び測定単位に関する事項

###### ① 地方再生対策費の導入

「地方と都市の共生」の考えの下、地域間の税源偏在の是正に取り組むとともに、地方税の偏在是正による財源を活用して、地方財政計画の歳出の特別枠として「地方再生対策費」が創設された。地方交付税の算定上は、地方交付税法を改正して、基準財政需要額の臨時的な独立した算定項目として設けられた。

なお、平成20年度においては、地方税の偏在是正の効果が現れないことから、つなぎ措置として臨時財政対策債の発行により財源が確保され、また、偏在是正の効果は、道府県税で生じることから地方再生対策費に係る臨時財政対策債は全額都道府県に加算された。

地方再生対策費については、地域活性化統合本部が策定した「地方再生戦略」において地域類型ごとに示された施策展開の方向に沿って、「地方経済の活性化」、「農山漁村の活性化」、「基

第6表 平成20年度地方交付税算定基礎（当初）

区分	平成20年度			平成19年度			増減額			増減率	
	当初予算額 A	当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C	D	A-B	E	A-D	F	E/B (%)	F/D (%)
国税	所得税 (A)	162,790	165,450	△ 4,470	160,980	1,810	△ 2,660	370	1,810	△ 1.6	1.1
	酒税 (B)	15,320	14,950	-	14,950	370	370	370	370	2.5	2.5
	二税計 (7)	178,110	180,400	△ 4,470	175,930	2,180	△ 2,290	2,180	2,180	△ 1.3	1.2
	法人税 (イ)	167,110	163,590	△ 3,960	159,630	7,480	3,520	7,480	7,480	2.2	4.7
	消費税 (ウ)	106,710	106,450	△ 730	105,720	990	260	990	990	0.2	0.9
	たばこ税 (エ)	8,940	9,260	-	9,260	△ 320	△ 320	△ 320	△ 320	△ 3.5	△ 3.5
	(7)×32%	56,995	57,728	△ 1,430	56,298	697	△ 733	697	697	△ 1.3	1.2
	(イ)×34%	56,817	55,621	△ 1,346	54,274	2,543	1,196	2,543	2,543	2.2	4.7
	(ウ)×29.5%	31,479	31,403	△ 215	31,187	292	76	292	292	0.2	0.9
	(エ)×25%	2,235	2,315	-	2,315	△ 80	△ 80	△ 80	△ 80	△ 3.5	△ 3.5
小計	147,527	147,066	△ 2,992	144,074	461	△ 2,000	3,453	△ 2,000	0.3	2.4	
当該年度国税決算に伴う精算分	△ 2,000	-	-	-	-	△ 2,000	△ 2,000	△ 2,000	皆減	皆減	
過年度精算分	△ 870	△ 870	-	△ 870	△ 870	-	-	-	-	-	
小計(法定五税分)	144,657	146,196	△ 2,992	143,204	1,453	△ 1,539	1,453	1,453	△ 1.1	1.0	
法附則第4条第1項第3号に基づく加算額	2,000	-	-	-	2,000	2,000	2,000	2,000	皆増	皆増	
法附則第4条第1項第4号に基づく加算額	4,744	-	2,992	2,992	1,752	4,744	1,752	1,752	皆増	58.6	
臨時財政対策特例加算額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計(一般会計繰入れ)	151,401	146,196	-	146,196	5,205	5,205	5,205	5,205	3.6	3.6	
返還金	2	3	-	3	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 39.6	△ 39.6	
特別会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
借入金償還額	-	△ 5,869	5,869	-	-	5,869	5,869	-	皆増	-	
借入金等利子充当分	△ 5,711	△ 5,661	-	△ 5,661	△ 50	△ 50	△ 50	△ 50	0.9	0.9	
剰余金の活用	2,500	2,150	-	2,150	350	350	350	350	16.3	16.3	
前年度からの繰越金	5,869	15,208	-	15,208	△ 9,339	△ 9,339	△ 9,339	△ 9,339	△ 61.4	△ 61.4	
翌年度への繰越金	-	-	△ 5,869	△ 5,869	5,869	-	-	5,869	-	皆増	
計	154,061	152,027	-	152,027	2,034	2,034	2,034	2,034	1.3	1.3	
合計	154,061	152,027	-	152,027	2,034	2,034	2,034	2,034	1.3	1.3	
内 普通交付税	144,816	142,903	-	142,903	1,913	1,913	1,913	1,913	1.3	1.3	
内 特別交付税	9,245	9,124	-	9,124	121	121	121	121	1.3	1.3	

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない箇所がある。

礎的条件の厳しい集落の生活機能の維持]、「農地・森林が持つ多面的機能の維持」といった地方再生に必要な経費を包括的に算定することとされた。

地方再生の取組は、市町村が主な役割を担うものであるため、算定に当たっては市町村に重点を置くこととし、道府県分1,504億円、市町村分2,504億円の算定額とされた。

また、「地方再生対策費」が、特に財政力の弱い地方公共団体において懸命な行政改革を行っても地方再生のための財源の確保に苦勞している実態を踏まえ、地方と都市の格差是正の観点から創設するものであるため、財政状況の厳しい地域に重点をおくこととされた。

地方再生対策費の具体の算定方法については、地方再生がすべての地方公共団体に共通する課題であることを踏まえ、各地方公共団体の人口と面積要素で算定することを基本としつつ、人口規模のコスト差を反映するため段階補正を適用するほか、算定しようとする経費の必要性を示す指標を反映することとされた。

このうち市町村分については、「人口」と「耕地及び林野の面積」を測定単位とし、測定単位「人口」には、段階補正のほか、第一次産業就業者比率及び高齢者人口比率を用いた補正が適用された。

また、合併市町村については、旧市町村単位で算定した額を合算することにより、合併後のまちづくり等の財源を確保されるように考慮されている。

なお、地方再生対策費は「当分の間」の臨時的な算定項目とされている。これは、地方税の偏在是正のために新たに設けられた地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が、税制の抜本的改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定的な措置と位置づけられていることによるものである。

税制の抜本的改革がなされたときにおいても、地方再生の必要性がなくなるものではないと考えられるが、その場合における地域活性化施策

に要する経費の算定方法については、税制の抜本的改革が示された際に、改めて検討されることになっている。

## ② 新型交付税について

算定方法の抜本的な簡素化を図るとともに、交付税の予見可能性を高める観点から、「国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野」について、包括算定経費として、人口と面積を基本とした簡素な基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）が平成19年度から導入されている。

新型交付税については、新地方分権一括法等による国の関与の縮小とあわせてその割合を順次拡大することとされているが、今年度は国の関与の縮小に向けた取組が具体化するに至らなかったため、新型交付税の拡充は行われなかった。

## ③ その他の費目及び測定単位の改正点

### 「その他の教育費」の測定単位の改正

学校教育法及び地方独立行政法人法の改正により平成20年度より公立大学法人が高等専門学校を設置できるようになった。公立大学法人が設置する大学及び大学院の学生数については既に測定単位に含めることとしており、これと整合性のとれた取り扱いとなるよう、公立大学法人が設置する高等専門学校の学生の数についても、測定単位の数値に含められることになった。

## (2) 単位費用に関する事項

今年度の単位費用は第7表のとおりである。

### ① 主要な改正点

今年度の単位費用に関しては、給与構造改革等に基づく給与単価の減、「基本方針2006」における定員純減目標も踏まえた地方公務員の定員純減の反映、地方公共団体における歳出効率化の取組等を踏まえた物件費の見直しにより、平成19年度に比してマイナスとなっている費目が多い。なお、ア～スは個別算定経費に係るもの、セは包括算定経費に係るものである。

ア 「消防費」については、地方財政計画において消防職員の規模是正（3,000人）が行わ



れたことにより、消防吏員が117人から119人へ増員された。

さらに、新型インフルエンザ対策感染防止用資機材の備蓄に必要な経費を増額したこと等により単位費用は1.0%の増となった。

イ 「道路橋りょう費（道路の面積）」については、工事請負費・需用費等の経費節減により4.9%の減となった。

また、「道路橋りょう費（道路の延長）」は、国の予算や地方財政計画における投資的経費の縮減を反映し、4.4%の減となった。

ウ 「港湾費（係留施設の延長）」については、実態調査に基づく工事請負費の見直しが行われた結果、6.9%の減となった。

一方、「港湾費（外郭施設の延長）」については、単位費用で措置されている財源対策債の元利償還金が増加することにより、1.9%の増となった。

エ 「小学校費（学校数）」及び「中学校費（学校数）」については、特別支援教育支援員の配置に伴い、それぞれ3.4%、3.2%の増となった。

オ 「その他の教育費（人口）」については、職員数の見直しにより、「その他の教育費（幼稚園の幼児数）」については、教員数の見直しにより、それぞれ4.1%、4.6%の減となった。

カ 「生活保護費」については、扶助費の増により0.5%の増となった。

キ 「社会福祉費」については、障害者自立支援給付費及び保育所運営費の増により2.7%の増となった。

ク 「保健衛生費」については、後期高齢者医療制度の施行に伴い国民健康保険制度の保険基盤安定事業が減少することにより2.4%の減となった。

ケ 「高齢者保健福祉費（65歳以上人口）」については、普通健康診査の対象が生活保護受給者に限定されることとなるとともに、特定健康診査については市町村に公費負担が生じない（国民健康保険被保険者については保険

料で賄う）ため2.5%の減となった。

「高齢者保健福祉費（75歳以上人口）」については、後期高齢者医療制度の施行に伴い20.6%の大幅な増となった。

なお、当該費目においては、後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度に係る所要額や広域連合への分担経費が措置された。

コ 「農業行政費」については、職員数の見直しにより4.1%の減となった。

サ 「林野水産行政費」については、国の予算や地方財政計画における投資的経費の縮減を反映した施設整備費の減により3.2%の減となった。

シ 「徴税费」については、個人住民税の公的年金からの特別徴収のためのシステム開発経費が措置された一方で、歳入となる道府県民税徴収取扱交付金が増加したことにより、0.8%の減となった。

ス 「住民基本台帳費（世帯数）」については、住民基本台帳ネットワークシステム運用等委託料の減により5.1%の減となった。

セ 「包括算定経費（人口）」及び「包括算定経費（面積）」については、国の予算や地方財政計画における投資的経費の縮減等を反映して、それぞれ2.7%、1.0%の減となった。

なお、新地方分権一括法等による国の関与の縮小と合わせて、これらの経費（いわゆる「新型交付税」）は順次拡大していくこととされているが、国の関与の縮小に向けた取組が具体化していないことから、平成20年度については拡大は行われていない。

## ② 給与改善費及び追加財政需要額

給与改善費については、平成20年度の国の予算において計上しないこととされたことを踏まえ、地方財政計画においても計上されなかった。したがって、給与改善費については、基準財政需要額に算入しないこととされた（平成15年度より同様の措置）。

追加財政需要額については、年度途中における予測しがたい財政需要に備えるため、地方財政計

第7表 平成20年度単位費用対前年度比較表

(1) 個別算定経費

(単位：円、%)

区 分		平成20年度 単位費用 A	平成19年度 単位費用 B	増減額 A-B C	伸び率 C/B×100	
一	消 防 費	10,600	10,500	100	1.0	
二 土 木 費	1 道 路 橋 り よ う 費	81,200	85,400	-4,200	-4.9	
		道路の面積				
		道路の延長	262,000	274,000	-12,000	-4.4
	2 港 湾 費	30,900	33,200	-2,300	-6.9	
		係留施設の延長				
		外郭施設の延長	6,410	6,290	120	1.9
		漁	12,800	12,900	-100	-0.8
		係留施設の延長				
		港	4,810	4,880	-70	-1.4
		外郭施設の延長				
3 都 市 計 画 費	都市計画区域における人口	1,120	1,150	-30	-2.6	
4 公 園 費	人 口	620	636	-16	-2.5	
	都市公園の面積	37,300	39,400	-2,100	-5.3	
5 下 水 道 費	人 口	100	100	0	0.0	
6 そ の 他 の 土 木 費	人 口	1,930	1,960	-30	-1.5	
三 教 育 費	1 小 学 校 費	39,600	40,800	-1,200	-2.9	
		児童数				
		学級数	824,000	853,000	-29,000	-3.4
		学校数	8,672,000	8,385,000	287,000	3.4
	2 中 学 校 費	36,500	37,000	-500	-1.4	
		生徒数				
		学級数	1,040,000	1,068,000	-28,000	-2.6
		学校数	9,329,000	9,042,000	287,000	3.2
	3 高 等 学 校 費	7,263,000	7,371,000	-108,000	-1.5	
		教職員数				
	生徒数	72,500	75,000	-2,500	-3.3	
4 そ の 他 の 教 育 費	人 口	5,370	5,600	-230	-4.1	
	公立幼稚園児数	332,000	348,000	-16,000	-4.6	
四 厚 生 費	1 生 活 保 護 費	6,610	6,580	30	0.5	
	2 社 会 福 祉 費	15,200	14,800	400	2.7	
	3 保 健 衛 生 費	4,060	4,160	-100	-2.4	
	4 高 齢 者 保 健 福 祉 費	69,400	71,200	-1,800	-2.5	
		65歳以上人口				
	75歳以上人口	79,700	66,100	13,600	20.6	
5 清 掃 費	人 口	5,760	5,880	-120	-2.0	
五 産 業 経 済 費	1 農 業 行 政 費	82,500	86,000	-3,500	-4.1	
	2 林 野 水 産 行 政 費	245,000	253,000	-8,000	-3.2	
	3 商 工 行 政 費	1,210	1,230	-20	-1.6	
六 総 務 費	1 徴 税 費	6,330	6,380	-50	-0.8	
	2 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1,610	1,610	0	0.0	
		戸籍数				
		世帯数	2,420	2,550	-130	-5.1
3 地 域 振 興 費	人 口	1,910	1,850	60	3.2	
	面 積	1,105,000	1,107,000	-2,000	-0.2	
七 地 方 再 生 対 策 費	人 口	1,670	-	1,670	皆増	
	耕地及び林野面積	1,210	-	1,210	皆増	
八 公 債 費	1 災 害 復 旧 費	950	950	0	0.0	
	2 辺 地 対 策 事 業 債 償 還 費	800	800	0	0.0	
	3 補 正 予 算 債 償 還 費	800	800	0	0.0	
		平成10年度以前許可債に係るもの				
		平成11年度以降同意(許可)債に係るもの	57	57	0	0.0
	4 地 方 税 減 収 補 て ん 債 償 還 費	74	24	50	208.3	
	5 地 域 財 政 特 例 対 策 事 業 債 償 還 費	36	38	-2	-5.3	
	6 臨 時 財 政 特 例 債 償 還 費	87	87	0	0.0	
	7 財 源 対 策 債 償 還 費	63	65	-2	-3.1	
	8 減 税 補 て ん 債 償 還 費	94	95	-1	-1.1	
	9 臨 時 税 収 補 て ん 債 償 還 費	67	88	-21	-23.9	
	10 臨 時 財 政 対 策 債 償 還 費	70	71	-1	-1.4	
	11 地 域 改 善 対 策 事 業 債 償 還 費	800	800	0	0.0	
	12 過 疎 対 策 事 業 債 償 還 費	700	700	0	0.0	
	13 公 害 防 止 事 業 債 償 還 費	500	500	0	0.0	
	14 石 油 コ ン ビ ナ ー ト 等 地 方 債 償 還 費	500	500	0	0.0	
	15 地 震 対 策 緊 急 整 備 事 業 債 償 還 費	500	500	0	0.0	
	16 合 併 特 例 債 償 還 費	700	700	0	0.0	
17 原 子 力 発 電 施 設 等 立 地 地 域 振 興 債 償 還 費	700	700	0	0.0		
18 災 害 復 興 等 債 利 子 支 払 費	950	950	0	0.0		

(2) 包括算定経費

区 分		平成20年度 単位費用 A	平成19年度 単位費用 B	増減額 A-B C	伸び率 C/B×100
人	口	22,600	23,220	-620	-2.7
面	積	2,334,000	2,357,000	-23,000	-1.0

画には昨年度と同額の5,700億円が計上された。平成20年度においては、地方財政計画計上額のうち災害分を除くものの概ね2分の1程度が包括算定経費に算入されている（平成19年度と同様の措置）。

給与改善費及び追加財政需要額の対昨年度比

	20年度	19年度
給与改善費	—	—
追加財政 需 要 額	5,700億円	5,700億円
（うち災害分）	600億円	600億円
（うちその他分）	5,100億円 ※	5,100億円 ※
合計	5,700億円	5,700億円

※ 平成16年度から、「その他分」の概ね2分の1程度を經常経費の各費目の基準財政需要額に算入していたが、平成19年度からは「包括算定経費」において一括して算入

### (3) 補正に関する事項

今年度の補正に関する主な改正点は、以下のとおりである。

#### ① 態容補正

##### ア 普通態容補正

##### i) 共通係数

普通態容補正に用いられている共通係数は、各費目に共通する「行政の一般的質量の差」を反映させるもので、その基礎に給与差を用いている。

給与構造改革により、民間賃金の地域格差が適切に反映できるように調整手当が廃止され、新たに地域手当が導入された。これに伴い、平成17年度までは種地別に共通係数が算出されていたが、平成18年度から地域手当の支給割合に基づいて定める「地域手当の級地」別に共通係数を設定することとされた。

ただし、最長平成21年度までの間、国家公務員の地域手当の支給割合については、従前の調整手当の支給割合と地域手当の支給割合の差異が段階的に縮小するよう経過措置が講じられることから、それまでの間においては、当該経過

措置による支給割合を反映した「地域手当の級地区分」別に共通係数を設定することとされた。

平成20年度の「地域手当の級地区分」別の共通係数は、経過措置による地域手当の支給割合のほか、地方公務員給与実態調査結果を踏まえた本俸等の額に基づき、次のとおり算出されている（参考に道府県分の共通係数も示す）。

地域手当の 級地区分	共通係数	
	市町村分	道府県分
1級地—1	1.130	1.065
2級地—1	1.108	1.054
2級地—2	1.079	1.040
2級地—3	1.079	1.040
3級地—1	1.097	1.049
3級地—2	1.082	1.041
3級地—3	1.067	1.034
3級地—4	1.052	1.026
4級地—1	1.081	1.041
4級地—2	1.074	1.037
4級地—3	1.059	1.030
4級地—4	1.052	1.026
5級地—1	1.046	1.023
5級地—2	1.046	1.023
5級地—3	1.046	1.023
5級地—4	1.031	1.016
6級地—1	1.022	1.011
6級地—2	1.022	1.011
6級地—3	1.022	1.011
無級地—1	0.995	0.995
無級地—0	0.995	0.995

##### ii) 種地区分

普通態容補正においては、共通係数とは別に種地別に算出した個別係数により、各費目に固有の行政の質量差が反映されている。種地区分については、指標となる国勢調査結果が全て公表された時点で見直しを行うこととされており、平成20年度においては、人口集中地区人口、経済構造、昼間流入人口及び昼間流出人口比率に係る国勢調査結果の統計数値を平成7年調査の統計数値から平成17年調査の統計数値に、宅地平均価格指数に係る宅地の平均価格を平成9年度の宅地の平均価格から平成19年度の宅地の平

均価格にそれぞれ置き換えて算定することを基本として見直しが行われた。

主な改正点は以下の通りである。

#### ○ I の地域の要件

従来は市及び人口集中地区を有する町村のほかに「広域行政圏の中核町村」についても「I の地域」に該当することとされていたが、市町村合併の進展に伴い広域行政圏の中核町村が減少し、この要件を廃止した場合の影響が僅少となったことから、「広域行政圏の中核町村」が I の地域の要件から除外された。

#### ○ 経済構造に係る評点算出

経済構造に係る評点については、総就業者数に占める第 2 次産業就業者数及び第 3 次産業就業者数の割合により算出することとしているが、全国平均値の上昇に伴い段階区分が変更された。

#### ○ 昼間流出人口比率に係る激変緩和措置

「昼間流出人口比率」に係る評点の算出において、統計数値の置き換えを行うことに伴い、昼間流出人口の人口段階が変わることにより評点が激変することを避けるため、平成 20 年度においては、見直し前の評点の 8 割と見直し後の評点の 2 割の合計値を用いるとともに、今後、段階的に見直し後の評点の反映割合を高める激変緩和措置を講じることとされた。

#### iii) 個別係数（種地を除く）

他方、個別係数については地方財政計画における一般行政経費の抑制、最近の決算の状況、地方団体の予算計上におけるシーリングの状況等を勘案して、平成 18 年度から 3 年間で一律 10% 程度の削減を行っているところであり、平成 20 年度においても引き続き削減が行われた。

個々の費目の改正点は以下のとおりである。

「消防費」において、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」に基づき指定された町村以外の町村等に対する行政権能差による補正（乗率 0.4）は平成 15 年度をもって廃止された。新たに、消防本部及び消

防署を置き消防活動を開始している市町村以外の市町村に対する補正率が平成 16 年度から設けられたが、平成 20 年度においては、この補正率が 0.9 に引き上げられた（平成 19 年度 0.8）。

「生活保護費」において、これまで扶助費の単価は市によって差があるため、種地別に単価差率を設けて反映することとされてきたが、本年度より、算定の簡素化の観点から密度補正において一括適用することとされた。

「農業行政費」及び「林野水産行政費」において、それぞれ農業地域、林業地域又は漁業地域としての性格が強い団体について、単位当たり経費の割増を行うため、農業行政費にあつては、農業就業者比率及び耕地比率を、林野水産行政費にあつては、林業等就業者数比率及び林野面積比率を用いて市町村を 5 つの級地に区分し、級地段階に応じて補正係数を設定している。

これらの比率のうち、農業就業者比率及び林業等就業者比率の基礎指標のうち、農業、林業及び漁業の就業者数及び産業分類別就業者総数について、平成 12 年国勢調査によるものから平成 17 年国勢調査によるものに改められた。また、耕地比率の基礎指標である田畑、牧場及び宅地の面積について、平成 12 年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されているものから平成 17 年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されているものに改められ、林野面積比率の基礎指標のうち林野の面積の合計の面積について、2000 年世界農林業センサスによるものから 2005 年農林業センサスによるものに、面積については国土地理院が平成 14 年度に公表したのから平成 19 年度に公表したものにそれぞれ改められた。

「地域振興費」において、普通態容補正Ⅲ（隔遠地補正）は、隔遠地であることにより増嵩する出張旅費や通信運搬費、投資的経費に係る増加需要額を算定しようとするものであり、隔遠地の度合いに応じて級地を区分している。平成 20 年度においては、①原則として平成 19 年 4 月 1 日現在の数値により隔遠地の度合いを算定

すること、②市町村役場から県庁所在地等までの距離に関し、郵便路線図による距離から、国家公務員等の旅費支給規定の改正を踏まえ実距離によることとされたこと、③支庁等がない場合は、市町村合併の進展を踏まえ、県庁所在地までの距離によることとされたこと、④離島事情に係る点数の算式において、辺地の交通要素点数が125点以上の区分及び150点以上の区分を新たに設けられたこと（府内市町村は該当なし）の見直しが図られた。

なお、上記の見直し後の級地が見直し前の級地を下回る団体については、当分の間、見直し前の級地を適用する経過措置を適用することとされた。

また、ごみ及びし尿に係る収集運搬経費が離島においては本土と比較して割高になっていること、へき地学校における給食の実施に要する経費の不足額等が離島においては本土のへき地と比較して割高になっていることを踏まえ、離島関係経費の算定が充実された。

#### イ 経常態容補正

経常態容補正は、人口の年齢別構成等、市町村の種地または級地と関係のない態容に基づく行政経費の差異のうち、経常経費に係るものを需要額に反映するための補正である。

平成19年度からは「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置として、「魅力ある地方」を目指して前向きに取り組み、行政改革の実績を示す指標や製造品出荷額などの9つの成果指標が全国標準以上に向上した地方公共団体に対して、その程度に応じて行う基準財政需要額の割増算定を経常態容補正により行われているところである。

また、条件不利地域への配慮として、市町村を「指定都市・中核市・特例市」、「一般市」、「町村」にグループ分けして成果を比較することを基本とするとともに、全国平均以上に歳出を削減している過疎・離島の市町村については、歳出削減比率を地域振興関係経費に反映する算定において、更なる割増が行われている。

平成20年度においても基本的な枠組みは変えることなく算定が行われた。主な算定方法の変更点は次の通りである。

① 算定に用いる成果指標のうち徴収率（行政改革の実績を示す指標）、出生率、若年者就業率及びごみ処理量については、絶対値の変化率を併用しているが、歳出削減比率（行政改革の実績を示す指標）、農業産出額、製造品出荷額、事業所数、転入者人口及び小売業年間商品販売額の6つの指標については変化率のみを用いている。このような変化率のみを用いる成果指標については、割増算定額は変えずに、地方公共団体の安定的な財政運営に配慮し、算定額の激変を緩和する観点から3年間にわたって均等に基準財政需要額への反映を行うこととされた。

なお、平成20年度は、経過的な算定として、平成19年度に入手可能であった最新の統計数値によって算出した割増係数と平成20年度に入手可能な最新の統計数値によって算出した割増係数の単純平均により、算定に用いる割増係数を求めることとされた。

② 歳出削減比率を地域振興関係経費に反映する算定において過疎・離島の市町村について更なる割増を行っているが、これらの地域と同程度に地域振興の取組の必要性が高い条件不利地域である「振興山村」が、新たに更なる割増の対象とされた。

個々の費目の改正点は、以下のとおり。

i) 「頑張る地方応援プログラム」による交付税措置関係

「社会福祉費」においては、少子化対策に前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる少子化対策に関する経費について、出生率（変化率及び絶対値）を成果指標として算定することとされた。

<算式>

$\{( \alpha + \beta ) / 2 - 1 \} \times \text{連乗補正係数} \times \gamma$   
 $\alpha$ ：成果指標（出生率の変化率）が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \alpha \leq 2$ ）

算式：0.39×当該市町村の成果指標＋1.042

成果指標：⑯～⑱出生率平均（‰）

－⑮～⑰出生率平均（‰）

β：成果指標（出生率の絶対値）が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \beta \leq 2$ ）

算式：0.12×当該市町村の成果指標－3.814

成果指標：出生数／修正後女性人口（年齢階層別出生率を反映した人口）

γ：単位費用に占める割増対象経費の割合（0.0337）

「清掃費」においては、循環型社会の構築に前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる廃棄物の減量化対策や分別収集経費について、1人あたりのごみ処理量（変化率及び絶対値）を成果指標として算定することとされた。

<算式>

$\{(\alpha + \beta) / 2 - 1\} \times \text{連乗補正係数} \times \gamma$

α：成果指標（1人あたりのごみ処理量の変化率）が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \alpha \leq 2$ ）

算式：（特別区・指定都市・中核市・特例市）

－25.06×当該団体の成果指標＋0.496

（一般市）

－13.04×当該団体の成果指標＋0.956

（町村）

－10.89×当該団体の成果指標＋0.991

成果指標：⑰1人あたりごみ処理量－

⑭1人あたりのごみ処理量）／

⑭1人あたりのごみ処理量×1／3

β：成果指標（1人あたりごみ処理量の絶対値）が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \beta \leq 2$ ）

算式：－7.73×当該市町村の成果指標＋4.028

成果指標：⑰ごみ処理量／⑰住基人口

γ：単位費用に占める割増対象経費の割合（0.0525）

「農業行政費」においては、地場産品の発掘・ブランド化や田舎での定住促進に前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる経営振興やふるさと担い手育成等の農業振興関係経費について、農業産出額を成果

指標として算出することとされた。

本年度より、算定額の激変を緩和する観点から割増係数の算定方法が改められた。

<算式>

$(\alpha - 1) \times \text{連乗補正係数} \times \gamma$

α：成果指標が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \alpha \leq 2$ ）

算式：（α<sub>19</sub>＋α<sub>20</sub>）／2

α<sub>19</sub>：平成19年度の算定に用いた割増係数

（ $1 \leq \alpha_{19} \leq 2$ ）

α<sub>20</sub>算式：15.99×当該市町村の成果指標

＋1.220（ $1 \leq \alpha_{20} \leq 2$ ）

成果指標：（⑯～⑱農業産出額平均

－⑮～⑰農業産出額平均）

／⑮～⑰農業産出額平均

γ：単位費用に占める割増対象経費の割合（0.2399）

「商工行政費」においては、都市と農山漁村との交流や賑わいあふれるまちづくりに前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる観光振興関係経費や中心市街地活性化等の商業振興関係経費について、小売業年間商品販売額を成果指標として算定することとされた。

本年度より、算定額の激変を緩和する観点から割増係数の算定方法が改められた。

<算式>

$(\alpha - 1) \times \text{連乗補正係数} \times \gamma$

α：成果指標が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \alpha \leq 2$ ）

算式：（α<sub>19</sub>＋α<sub>20</sub>）／2

α<sub>19</sub>：平成19年度の算定に用いた割増係数

（ $1 \leq \alpha_{19} \leq 2$ ）

α<sub>20</sub>算式：12.19×当該市町村の成果指標

＋1.090（ $1 \leq \alpha_{19} \leq 2$ ）

※原則として α<sub>19</sub>＝α<sub>20</sub>

成果指標：（⑯小売業年間商品販売額－

⑭小売業年間商品販売額）／

⑭小売業年間商品販売額×1／2

※小売業年間商品販売額＝

小売業年間商品販売額／住基人口

$\gamma$ ：単位費用に占める割増対象経費の割合(0.4901)

「徴税費」においては、平成18年度まで行革インセンティブ算定として適用されていたものが、平成19年度より「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置として適用することとされた。

単位費用で措置されている「徴税強化に要する経費」については、徴税強化の取組状況によって増減する性格であることから、その1/2相当額について、①当該団体の徴収率の増減と②当該団体の徴収率と全国平均の徴収率との差を均等に反映して算定されている。

「地域振興費」(経常態容補正I)は、平成18年度までは行革インセンティブ算定として旧「企画振興費(経常)」及び旧「その他の諸費(経常・人口)」に適用されていたが、平成19年度より「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置として地域振興費(人口)に適用することとされた。

単位費用で措置された「歳出削減に要する経費」については、歳出削減の取組状況によって増減する性格であることから、その1/2相当額について、歳出削減比率を成果指標として算定することとされた。また、行革努力による地域振興への取組強化に伴い増加する地域振興関係経費について、歳出削減比率を成果指標として算定することとされた。

なお、本年度より歳出削減比率の対象経費である「補助費等」のうち「都道府県に対するもの」については、対象から除外されることとなった。これは、歳出削減比率の算定において投資的経費は対象としないこととしているものの、「国営土地改良事業」等の投資的経費に係る市町村負担金のうち都道府県を經由して国庫に支出されるものが「補助費等」のうち「都道府県に対するもの」に計上されるためである。

また、本年度より、算定額の激変を緩和する観点から、割増係数の算定方法が改められた。

<算式>

$$A * (\alpha * \gamma * 0.5 + \beta * 0.5) + B * \gamma * (\theta - 1) * (\delta * 0.10 + 0.90)$$

A：単位費用に占める歳出削減に要する経費の割合(1045/10000)

B：単位費用に占める地域振興関係経費の割合(5712/10000)

$\alpha$ ：対象経費(人件費(退職金を除き、投資的経費のうちの人件費を含む)、物件費、維持補修費、補助費等及び繰出金)に係る当該団体の削減率が、全国平均の削減率を上回ることによる割増(割落)係数

$$\text{算式：} (\alpha_{19} + \alpha_{20}) / 2$$

$\alpha_{19}$ ：平成19年度の算定に用いた割増係数

$$(0 \leq \alpha_{19} \leq 3)$$

$\alpha_{20}$ 算式：1 + (全国平均増減率 -

$$\text{当該団体増減率}) (0 \leq \alpha_{20} \leq 3)$$

増減率：(対象経費(n-2)年度決算額 -

$$(n-5) \text{年度決算額}) /$$

$$(n-5) \text{年度決算額} \times 1 / 3 \times 100$$

※①過去から継続的に経費削減を行っている団体、②人口急増補正が適用される団体、③(n-5)年度から(n-1)年度までに合併した団体、④(n-2)年に発生した激甚災害の告示を受けた団体については、符号 $\alpha$ による割落しの対象外となっている。

$\beta$ ：歳出削減の取組強化に要する経費の標準団体一般財源の1/2相当額を基準として、人口段階に応じて設定した額を算入するための係数

$\gamma$ ：地域振興費の段階補正係数

$\theta$ ： $\alpha$ と同じ。

$$\text{算式} (\theta_{19} + \theta_{20}) / 2$$

$\theta_{19}$ ：平成19年度の算定に用いた割増係数

$$(0 \leq \theta_{19} \leq 2)$$

$\theta_{20}$ ： $\alpha_{20}$ と同じ。(1 ≤  $\theta_{20}$  ≤ 2)

※条件不利地域において行革努力を行いつつ、地域振興を積極的に行っている市町村については、更なる割増を行うこととし、 $\alpha > 1$ の団体のうち次の条件を満たす市町村について、符号 $\alpha$ の値を2倍して得た値を $\theta$ としている。

(対象市町村)

- ①過疎又は離島、財政力指数全国平均未滿
- ②財政力指数全国平均未滿、税込増加、第一次産業就業者比率全国平均超
- (①、②とも府内市町村該当なし)

$\delta$  : 第1次産業就業者比率 / 0.023

※  $\delta$  は新型交付税導入に伴う変動額を最小限にとどめるため経過的に適用しているものであり、今後、段階的に反映率を縮減することとされている。

「地域振興費」(経常態容補正Ⅱ)は、企業誘致や定住促進等の地域振興に前向きに取り組む地方公共団体において、所要額の増加が見込まれる地域振興関係経費について、①製造品出荷額、②事業所数、③若年者就業率(変化率及び絶対値)及び④転入者人口を成果指標として平成19年度より算定することとされた。

本年度より、算定額の激変を緩和する観点から、製造品出荷額、事業所数及び転入者人口に係る割増係数の算定方法が改められた。

<算式>

算式ア+算式イ+算式ウ+算式エ

<算式ア>

$$(\alpha - 1) \times \text{段階補正係数} \times \zeta 1$$

$\alpha$  : 成果指標(製造品出荷額)が全国平均以上であることによる割増係数

$$\text{算式} : (\alpha_{19} + \alpha_{20}) / 2$$

$\alpha_{19}$  : 平成19年度の算定に用いた割増係数

$$\alpha_{20} \text{算式} : 6.98 \times \text{当該市町村の成果指標} + 0.770 \quad (1 \leq \alpha_{20} \leq 2)$$

$$\text{成果指標} : (\text{⑰製造品出荷額} - \text{⑭製造品出荷額}) / \text{⑭製造品出荷額} \times 1 / 3$$

$\zeta 1$  : 単位費用に占める割増対象経費の割合(0.2382)

<算式イ>

$$(\beta - 1) \times \text{段階補正係数} \times \zeta 2$$

$\beta$  : 成果指標(事業所数)が全国平均以上であることによる割増係数

$$\text{算式} : (\beta_{19} + \beta_{20}) / 2$$

$\beta_{19}$  : 平成19年度の算定に用いた割増係数

$$\beta_{20} \text{算式} : 33.62 \times \text{当該市町村の成果指標} + 1.010$$

$$\text{成果指標} : (\text{⑱事業所数} - \text{⑯事業所数}) / \text{⑯事業所数} \times 1 / 2$$

$\zeta 2$  : 単位費用に占める割増対象経費の割合(0.1724)

<算式ウ>

$$\{(\gamma + \delta) / 2 - 1\} \times \text{段階補正係数} \times \zeta 3$$

$\gamma$  : 成果指標(若年者就業率の変化率)が全国平均以上であることによる割増係数  
( $1 \leq \gamma \leq 2$ )

$$\text{算式} : 142.86 \times \text{当該市町村の成果指標} + 1.271$$

$$\text{成果指標} : (\text{⑰若年者就業率} - \text{⑫若年者就業率}) \times 1 / 5$$

$\delta$  : 成果指標(若年者就業率の絶対値)が全国平均以上であることによる割増係数  
( $1 \leq \delta \leq 2$ )

$$\text{算式} : 19.12 \times \text{当該市町村の成果指標} - 10.067$$

成果指標 : ⑰若年者就業率

$\zeta 3$  : 単位費用に占める割増対象経費の割合(0.1353)

<算式エ>

$$(\epsilon - 1) \times \text{段階補正係数} \times \zeta 4$$

$\epsilon$  : 成果指標(転入者人口)が全国平均以上であることによる割増係数

$$\text{算式} : (\epsilon_{19} + \epsilon_{20}) / 2$$

$\epsilon_{19}$  : 平成19年度の算定に用いた割増係数

$\epsilon_{20}$  算式 :

(特別区・指定都市・中核市・特例市)

$$1.09 \times \text{当該市町村の成果指標} + 0.877$$

(一般市)

$$0.66 \times \text{当該市町村の成果指標} + 1.123$$

(町村)

$$0.30 \times \text{当該市町村の成果指標} + 1.137$$

$$\text{成果指標} : (\text{⑱転入者人口} - \text{⑮転入者人口}) \times 1 / 3$$

$\zeta 4$  : 単位費用に占める割増対象経費の割合(0.1550)

ii) その他

「地方再生対策費」(測定単位:人口)の経常態容補正は、算定しようとする経費の必要性を示す指標を反映させるために適用することとされた。

<算式>

$$\alpha \times 0.40 + \beta \times 0.40 + 0.20$$



$\alpha$  : 第一次産業就業者比率 / 第一次産業就業者比率の全国平均値 (0.023)

$\beta$  : 65歳以上人口比率 / 65歳以上人口比率の全国平均値 (0.201)

「林野水産行政費」の経常態容補正は、林業及び漁業の各産業別従業者1人当たりの所要一般財源の差を反映するための補正である。

<算式>

$1 / A \times (B \times 4.10 + C \times 0.29)$

A : 当該市町村の林業及び漁業の就業者数

B : 当該市町村の林業の就業者数

C : 当該市町村の漁業の就業者数

## ② 段階補正

段階補正は、人口等の測定単位の増減に応じて、単位当たりの費用が割安又は割高になることを補正するものである。

平成20年度に新たに設定された「地方再生対策費」において、人口規模のコスト差を反映するために、段階補正が適用された。

## ③ 数値急増補正

### ア 人口急増補正

人口急増補正については、人口を測定単位とするものについて、平成10年度から「その他の諸費 (人口・経常)」において包括的に算入されていたが、平成19年度より、従来の人口急増補正Ⅱ (投資割増) により反映していた財政需要も含めて、各費目における増加需要額を「地域振興費 (人口)」において一括して算定している。

本補正は、測定単位である人口の国勢調査時から今年度の算定基準日である平成20年4月1日までの人口の増加を反映させるもので「数値代置方式」と呼ばれている。

平成12年度までは全国平均増加率以上の団体が対象とされていたが、人口全体の増加率が以前より低くなっていること等から、平成13年度より、住民基本台帳登録人口の増加率が人口増加団体における平均増加率を超える団体についてのみ適用することとされた。今年度は、平成17年9月30日から平成20年3月31日までの住民

基本台帳登録人口の増加率が人口増加団体における平均増加率 (1.014) を超える市町村について適用された。

○算式

人口急増補正係数 - 1 =  $(A / B - 1.014) \times \alpha$   
〔算式の符号〕

A : 平成20年3月31日現在の住民基本台帳登録人口

B : 平成17年9月30日現在の住民基本台帳登録人口

$\alpha$  : 34.5

イ 65歳以上人口急増補正Ⅰ

65歳以上人口急増補正Ⅰは、65歳以上人口を測定単位とする「高齢者保健福祉費 (65歳以上人口)」に適用される。その考え方は、人口急増補正と同様「数値代置方式」であり、国勢調査以降の65歳以上人口の増加に伴う財政需要の増加を基準財政需要額に反映させるための補正である。

平成13年度までは住民基本台帳登録65歳以上人口が全国平均増加率を超える団体について対象とされていたが、平成14年度より同人口の増加団体における平均増加率 (平成20年度については1.063) を超える市町村に適用することとされた。

なお、この補正は、「高齢者保健福祉費」が創設された平成6年度から適用されているが、当時は算定年度の4月1日の数値を用いて算定していた密度補正が適用される経費が、当該費目の需要額に占める割合が低かったため、単位費用全体に乗じられてきた経緯がある。しかしながら、近年、密度補正経費の割合が急増していることから、平成16年度より急増補正の割増対象は密度補正が適用されない単位費用部分に限定されており、平成20年度においては0.429 (昨年度0.445) を乗じて算出された。

○算式

65歳以上人口急増補正Ⅰ係数 - 1 =  $(A / B - 1.063) \times 0.429$   
〔算式の符号〕

A : 平成20年3月31日現在の65歳以上の住民基

本台帳登録人口

B：平成18年3月31日現在の65歳以上の住民  
基本台帳登録人口

$$0.429 : \frac{\text{標準団体一般財源 (1,666,767千円)} - \text{急増補正対象外経費 (951,195千円)}}{\text{標準団体一般財源 (1,666,767千円)}}$$

ウ 75歳以上人口急増補正 I

75歳以上人口急増補正 I は、75歳以上人口を測定単位とする「高齢者保健福祉費（75歳以上人口）」に適用される。その考え方は、人口急増補正と同様「数値代置方式」であり、国勢調査以降の75歳以上人口の増加に伴う財政需要の増加を基準財政需要額に反映させるための補正である。

この急増補正については、平成18年3月31日から平成20年3月31日までの75歳以上人口の増加団体の平均増加率（1.089）を超える市町村について適用されている。

○算式

$$\text{75歳以上人口急増補正 I 係数} - 1 = A / B - 1.089$$

[算式の符号]

A：平成20年3月31日現在の75歳以上の住民基本台帳登録人口

B：平成18年3月31日現在の75歳以上の住民基本台帳登録人口

エ 世帯数急増補正

世帯数急増補正は、世帯数を測定単位とする個別算定経費（「徴税费」及び「戸籍住民基本台帳費（世帯数）」）に適用され、その考え方は人口急増補正と同様の「数値代置方式」であり、世帯数の増加に伴う財政需要の増加を基準財政需要額に反映させるための補正である。

この補正については、補正を廃止した場合の影響額が大きいことを踏まえ、算定の簡素化の観点から今年度から廃止することとされた。

#### ④ 数値急減補正

ア 人口急減補正

人口急減補正については、人口を測定単位とする経費に適用され、平成19年度より人口急増補正と同様に、「地域振興費（人口）」において包括的に算入されている。

本補正は、人口の急減する市町村が、人口変動の少ない同規模の市町村に比べて、人口一人当たりの単価が割高となるため、減少人口の一定割合を復元させるためのものである。

これは、人口が急減する市町村では、人口減少に応じて直ちに経費の削減を図ることは困難であり、測定単位の減少に即応して基準財政需要額が減少すると、財政運営に支障を来す恐れがあることから激変緩和措置として設けられているものである。

平成12年度から平成17年度までの国勢調査人口の減少を基礎とした算式となっており、平成19年度における復元率は0.5（昨年度0.7）とされている。

なお、対象は昨年度と同様、人口減少団体の平均減少率（1.028）を超える団体とされた。

○算式

$$\text{人口急減補正係数} - 1 = (B / A - 1.028) \times 28.4 \times \alpha$$

[算式の符号]

A：平成17年国勢調査人口

B：平成12年国勢調査人口

$\alpha$ ：0.5

イ 学級数・学校数急減補正

学級数・学校数急減補正は、測定単位である「学級数・学校数」の急激な減少に伴う需要額の激変緩和措置として適用される。学級数については、具体的には算定年度の前年から3年前までの各年度の数をいずれも下回る団体について、前年の減少分の90%、2年前の減少分の60%、3年前の減少分の30%がそれぞれ復元されるものである。

学校数については、平成19年度より、小・中学校の統廃合に要する経費を学校の減少数を指標として算定することとして、学校数急減補正の適用期間を3年から5年（平成19年度は経過措置として4年）に延長し、学校数減少後2年間（同1年間）は、従来の学校数により、学校の統廃合がなかった場合と算定額を同額にすることとされた。

○算式

学級数急減補正係数-1 =

$$1 / A \times \{ (B - A) \times 0.9 + (C - B) \times 0.6 + (D - C) \times 0.3 \}$$

(注) (B-A)、(C-B)、又は (D-C) が負数となるときは、それぞれ0とする。

Aの数值がB、C、Dのいずれの数值以上となるときは (B-A)、(C-B)、(D-C) は0とする。

[算式の符号]

A：測定単位の数值 (学級数)

B：平成19年5月1日現在の測定単位の数值 (学級数)

C：平成18年5月1日現在の

D：平成17年5月1日現在の

学校数急減補正係数-1 =

$$1 / A \times \{ (B - A) \times 1.0 + (C - B) \times 1.0 + (D - C) \times 0.9 + (E - D) \times 0.6 + (F - E) \times 0.3 \}$$

(注) (B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D) 又は (F-E) が負数となるときは、それぞれ0とする。

Aの数值がB、C、D、E及びFのいずれの数值以上となるときは (B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D) 及び (F-E) は0とする。

[算式の符号]

A：測定単位の数值 (学校数)

B：平成19年5月1日現在の測定単位の数值 (学校数)

C：平成18年5月1日現在の

D：平成17年5月1日現在の

E：平成16年5月1日現在の

F：平成15年5月1日現在の

ウ 農家数急減補正

農家数急減補正は、測定単位である「農家数」の置き換えに伴う「農業行政費」の激変緩和措置として適用されるものであり、平成18年度より、農林業センサスの更新に伴い、2000年世界農林業センサスによる農家数と2005年農林業センサスによる農家数を比較し、その間の減少数の一定割合が復元されることとなった。その復

元率は50% (平成19年度は70%) である。激変緩和の性格上、年次進行により順次逡減されることになる。

○算式

農家数急減補正係数-1 =  $\{ (B - A) / A \} \times 0.5$   
[算式の符号]

A：2005年農林業センサスによる農家数

B：2000年世界農林業センサスによる農家数  
エ 従業者数急減補正

従業者数急減補正は、測定単位である「林業及び水産業の従業者数」の置き換えに伴う「林野水産行政費」における激変緩和措置として適用されるものである。(平成17年国勢調査(確定値)公表に伴い、)平成12年国勢調査による従業者数と平成17年国勢調査による従業者数を比較し、その間の減少数の一定割合を復元することとしている。平成20年度の復元率は60% (平成19年度は80%) である。

○算式

数値数急減補正係数-1 =

$$1 / A \{ (E / B - 1.564) \times B \times 4.10 + (F / C - 1.196) \times C \times 0.29 \} \times 0.6$$

[算式の符号]

A：平成17年国勢調査による「林業及び漁業の就業者数」

B：平成17年国勢調査による「林業の就業者数」

C：平成17年国勢調査による「漁業の就業者数」

E：平成12年国勢調査による「林業の就業者数」

F：平成12年国勢調査による「漁業の就業者数」

第8表 数値急増・急減補正による増加需要額(府内市町村)

区分	(単位:百万円、%)							
	平成20年度(イ)		平成19年度(ロ)		増減額(ハ)		増減率	
	数値急増補正	数値急減補正	数値急増補正	数値急減補正	(イ)-(ロ)	(ハ)/(イ)	(ハ)/(ロ)	(ハ)/(ロ)
大都市	496	52	248	97	248	△45	100.2	△46.2
都市	2,129	435	1,068	498	1,061	△63	99.4	△12.7
町村	82	161	47	192	35	△31	73.3	△16.2
市町村計(除大都市)	2,212	597	1,115	690	1,097	△93	98.4	△13.5
府計	2,708	648	1,363	787	1,345	△139	98.7	△17.7

(注) 端数処理のため、計と一致しないことがある。

[数値急増・急減補正による今年度の府内の増加  
需要額は第8表のとおりである。]

#### ⑤ 密度補正

今年度の密度補正単価は第9表のとおりで、主  
な改正点は次のとおりである。

##### ア 下水道費

維持管理経費の実態を反映させるため、排水  
人口・排水面積・施設の種類による密度補正が  
適用されているが(下表参照)、今年度も実態を  
勘案し、排水人口当たり単価と排水面積当たり  
単価、公共下水道に対する各施設の維持管理経  
費比率が見直された。なお、排水人口で算入さ  
れる需要額と排水面積で算入される需要額の比  
率は、昨年度と同様0.50 : 0.50とされた。

公共下水道に対する各施設の維持管理経費比率

区 分		20年度	19年度
農業集落 排水施設	排水人口当たり	1.46	1.34
	排水面積当たり	0.40	0.36
漁業集落 排水施設 ・ 林業集落 排水施設	排水人口当たり	1.89	1.81
	排水面積当たり	0.71	0.70
簡易排水 処理施設 ・ 小規模集 合排水処 理施設	排水人口当たり	2.34	2.25
	排水面積当たり	0.59	0.56
特定地域 生活排水 処理施設 ・ 個別排水 処理施設	排水人口当たり	2.35	1.97

##### イ その他の土木費

平成17年度に一般財源化された公営住宅家賃  
収入補助及び平成18年度に一般財源化された公  
営住宅家賃対策等補助を的確に算定するため、  
公営住宅家賃収入補助相当額及び公営住宅家賃  
対策等補助相当額を基礎とする密度補正が適用  
されている。

##### ウ 小・中学校費

密度補正Ⅰにおいて、遠距離通学児童・生徒

のための通学対策として市町村が実施するス  
クールバス・ボートの維持管理費単価が5,745千  
円に改定された。

また、平成17年度に一般財源化された要保護  
及び準要保護児童生徒援助費補助金のうち、準  
要保護児童生徒に対する補助分を的確に算定す  
るため適用している密度補正Ⅱについては、算  
定の簡素化の観点から、完全給食、補食給食及  
びミルク給食別に定めていた算式を統合するな  
ど、算式が見直された。

##### エ 生活保護費

生活扶助基準の改定等に伴い、被生活保護者  
一人当たり単価、各種扶助間の単価差率及び各  
種扶助人員の推計伸率について改定された。医  
療扶助及び介護扶助に係る単価差率については、  
生活保護費の決算額と普通交付税の算定額を比  
較したところ、算定額が実績を下回り過少算定  
となっていたことから、実態に沿った見直し  
が行われた。

なお、平成18年度算定における「その他の扶  
助」に係る被生活保護者数が被生活保護者の実  
数を大きく上回ったことから、平成19年度にお  
いて激変緩和措置が講じられたが、平成20年度  
においては、この措置は終了している。また、  
平成19年度に激変緩和措置を講じたことから、  
「その他の扶助」については、算定の公平の観点  
から実施している過大過少措置の対象外として  
いる。

##### オ 社会福祉費

保育所運営費に係る児童1人当たりの単価に  
ついて、第9表のとおり改定された。

障害者自立支援給付費に関する統計データの  
整備に伴い、障害者支援施設訓練等支援費支給  
決定者数を用いた密度補正が、施設入所支援等  
実支給決定者数を用いた密度補正に改められた。

##### カ 保健衛生費

密度補正Ⅰについては、「公立病院改革ガイド  
ライン」の中で、公立病院の経営形態の見直し  
として診療所化も含めた根本的な事業のあり方  
の見直しを求められており、病院から診療所へ

第9表 平成20年度密度補正単価等（対前年度比較）

（単位：円／％）

費目	測定単位	密度補正 区分	事 項	20年度	19年度	差 引	増減率	
				A	B	A - B C	C / B	
下水道費	人 口		排水人口	650	649	1	0.2	
			排水面積(千㎡当たり)	3,963	3,989	-26	-0.7	
小学校費	児童数		スクールバス・ボート	5,745,000	5,621,000	124,000	2.2	
中学校費	生徒数		スクールバス・ボート	5,745,000	5,621,000	124,000	2.2	
その他の 教育費	人 口	II	市町村立大学学生	4,110,000	4,156,000	-46,000	-1.1	
			医学部	1,501,000	1,548,000	-47,000	-3.0	
			理科学部	245,000	256,000	-11,000	-4.3	
			文科系学部	918,000	934,000	-16,000	-1.7	
			家政系及び芸術系学部					
			市町村立特別支援学校	幼稚部幼児数	52,000	56,000	-4,000	-7.1
			小・中学部児童生徒数	411,000	418,000	-7,000	-1.7	
生活保護費	市部人口		被生活保護者	146,300	144,900	1,400	1.0	
			保育所児童1人当たり所要運営費	公立 指定・中核市	538,528	521,722	16,806	3.2
				公立 その他団体	534,185	517,944	16,241	3.1
				私立 指定・中核市	275,360	265,851	9,509	3.6
				私立 その他団体	149,472	143,876	5,596	3.9
			障害者自立支援施設等支援費支給決定者一人当たり単価	—	671,414	—	—	
			施設入所支援等実支給決定者一人当たり単価	818,513	—	—	—	
			児童手当対象児童	10,684	10,595	89	0.8	
			児童扶養手当支給対象者	17,580	17,668	-88	-0.5	
			保健衛生費	人 口	I	診療所	7,100,000	7,100,000
診療所病床	241,000	—				—	—	
簡易水道等給水人口	4,860	4,810				50	1.0	
簡易水道高料金対策	算入率 0.5	算入率 0.5						
資本費単価 148円/㎡を超える部分の資本費								
簡水債元利償還金・許可額(平成3年度以降許可債)	算入率9/40(ただしH13許可債までは1/4)	算入率9/40(ただしH13許可債までは1/4)						
(未普及解消緊急対策事業上乗せ分)	算入率 1/6	算入率 1/6						
市町村立病院病床	482,000	495,000				-13,000	-2.6	
市町村立大学附属病院病床	289,200	297,000				-7,800	-2.6	
市町村立リハビリ病院病床	289,200	297,000				-7,800	-2.6	
病院事業債元利償還金繰出基準額	算入率 0.6	算入率 0.6						
(平成3年度以降平成13年度以前許可分)	算入率 0.45	算入率 0.45						
(平成14年度以後許可分)								
市町村立大学附属病院事業債元利償還金繰出基準額	算入率 0.4	算入率 0.4						
(平成5年度以降平成14年度以前許可債)	算入率 0.3	算入率 0.3						
(平成15年度許可分(平成14年度基本設計等着手分))	算入率 0.225	算入率 0.225						
(平成15年度以後許可分)	算入率 0.5	算入率 0.5						
水源開発等に係る繰出基準額	算入率 0.5	算入率 0.5						
上水道高料金対策	算入率 0.5	算入率 0.5						
(資本費単価 174円/㎡を超える部分の資本費)								
一般会計出資債元利償還金・許可額	算入率 0.45	算入率 0.45						
(高度浄水・老朽管更新分を含む)								
看護師養成所生徒数	627,000	777,000	-150,000	-19.3				
高 齢 者 保健福祉費		II	【国保基盤安定繰出分】					
			補正後保険料軽減者1人当たり市町村負担額(均等割相当分)	2,296	2,826	-530	-18.8	
			補正後保険料軽減世帯1世帯当たり市町村負担額(平等割相当分)	2,019	2,401	-382	-15.9	
			補正後保険料軽減者(保険者支援分)	1,693	2,038	-345	-16.9	
			【人件費・助産費・光熱水費等需要費一般財源化分】					
			一般被保険者	3,477	3,484	-7	-0.2	
			【国保安定化支援繰出分】	算入率 0.8	算入率 0.8			
清 掃 費	人 口		老人ホーム被措置者(養護)	2,171,000	2,171,000	0	0.0	
			居宅介護サービス及び地域密着型介護サービス受給者(給付費分)	169,700	176,600	-6,900	-3.9	
			施設介護サービス受給者(給付費分)	421,700	434,000	-12,300	-2.8	
			介護サービス受給者(介護保険事務費分)	19,700	19,300	400	2.1	
			生活支援ハウス1施設当たりの運営費単価(利用見込数5人/月以下の施設)	3,429,000	3,379,000	50,000	1.5	
			生活支援ハウス1施設当たりの運営費単価(利用見込数6～10人/月の施設)	4,359,000	4,359,000	0	0.0	
			生活支援ハウス1施設当たりの運営費単価(利用見込数が11人/月以上の施設)	6,866,000	6,866,000	0	0.0	
農 業 行 政 費	農 家 数	I	農業共済事業に係る引受戸数1戸あたりの事務費単価	15,840	14,960	880	5.9	
			II	田の面積(1ha当たり)	2,541	2,541	0	0.0
				畑(樹園地を含む)の面積(1ha当たり)	1,617	1,617	0	0.0
				草地の面積(1ha当たり)	231	231	0	0.0
			III	農道延長(1m当たり)	115	118	-3	-2.5
放牧面積(1ha当たり)	1,066	1,575	-509	-32.3				
林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数		市町村所有森林面積(1ha当たり)	18,600	18,600	0	0.0	
			算入率 0.3	算入率 0.3				
地域振興費	人 口	I	米軍人口	67,000	67,000	0	0.0	
			米軍基地面積(1km <sup>2</sup> 当たり)	6,200,000	6,200,000	0	0.0	
			自衛隊基地面積(1km <sup>2</sup> 当たり)	800,000	800,000	0	0.0	
			II	児童手当支給対象児童数(修正後)	64,048	59,362	4,686	7.9
III	外国青年招致人員	5,900,000	5,900,000	0	0.0			
			算入率 0.8	算入率 0.8				

の転換について財政面で不利にならないよう、有床診療所について病床単価を用いた算定を行うこととし、病床単価が241千円と定められた。また、病院経費については、病床単価が482千円に改定された。

密度補正Ⅱについては、後期高齢者医療制度の施行に伴い、国民健康保険制度の保険基盤安定事業の対象者であった75歳以上の保険料軽減者が対象外となるため、保険基盤安定事業に係る密度補正単価は、前年度を大幅に下回っている。

また、財政安定化支援事業については、繰り出し対象経費の見直しに伴い、算式が改められた。(第10表・第11表)

キ 農業行政費

平成18年度に一般財源化された農業共済事業事務費負担金についての的確に算定するため、引受戸数を基礎として密度補正Ⅰを適用している。平成20年度より、引受戸数について直近3ヶ年度の平均値を用いることとされた。

⑥ 投資補正

投資補正は、測定単位の多寡等により投資的経費の割増しを行うものであり、現在「道路橋りょう費」の他6費目において適用されている。

改正点の主なものは、以下のとおりである。

ア 道路橋りょう費

平成16年度に道路整備に係る長期計画の改定に伴って、投資補正Ⅰの各指標に係る乗率が第12表のとおり改定されている。

イ 都市計画費

平成16年度より、割増しの基準値については、従来の大都市の全地目平均の土地価格から、大都市の可住地平均の土地価格を用いることとするとともに、見直しによる激変を緩和するため、平成15年度の土地価格比率係数を下回る団体にあつては、平成15年度係数を反映する措置が講じられていたが、平成20年度にこの措置は終了した。

ウ 公園費

投資補正の算式中の土地価格比率の反映に係る乗率の算定において、土地価格比率の割増基準値が平成19年度概要調書の数値に基づき見直されている。

エ 下水道費

高資本費対策に必要な経費を措置するため、地方公営企業繰出基準による公費負担額の一部が算入されている。

使用料対象資本費単価が $\geq 45$ 円/m<sup>3</sup>以上、使

第10表 国民健康保険に係る経費の普通交付税算入状況

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11~14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	保険料軽減負担割合 国 170億円 (定額) 都道府県 1/4 市町村 残り全額	保険料軽減負担割合 国 240億円 (定額) 都道府県 1/4 市町村 残り全額	保険料軽減負担割合 国 450億円 (定額) 都道府県 1/4 市町村 残り全額	保険料軽減負担割合 国 670億円 (定額) 都道府県 1/4 市町村 残り全額	保険料軽減負担割合 国 1/2 (定率) 都道府県 1/4 市町村 1/4	(変更なし)	(変更なし)	保険料軽減負担割合 都道府県 3/4 市町村 1/4	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
基礎安定事業						(新設) 保険者支援分負担割合 国 1/2 (定率) 都道府県 1/4 市町村 1/4					
補正Ⅱ	人件費 助産費 (出産一時金の創設 に伴う充実 30万円×2/3) 資金・委託料・負担金分 (給与費相当分) 光熱水費等 需要費相当分								助産費 (出産一時金 30~35万円(H18.10~) ×2/3)		助産費 (出産一時金 35~38万円(H21.1~) ×2/3)
	安定化支援事業						(新設) 療養給付費負担金	(新設) 特別対策事業費補助金			
安定化支援事業	保険料負担能力分 2/3	2/3	2/3	0.5	①0.50 ②0.50 ③0.40 ④0.40	0.3	0.3	0.25	0.27	0.25	0.26
年齢構成差分	0.25	0.25	0.25	0.25	①0.25 ②0.25 ③0.20 ④0.20	0.25	0.25	0.25	0.2	0.15	0.08
	0.20	0.2	0.2	0.2	①0.20 ②0.20 ③0.16 ④0.16	0.3	0.25	0.18	0.15	0.12	0.09

第11表 「保健衛生費」密度補正Ⅱの算式

$$\begin{aligned}
 & (\text{密度補正Ⅱ係数}-1) = \frac{1}{A \times 4,060\text{円}} \times \\
 & [ \{ (0.5+0.5\alpha) \times B \times 2,296\text{円} + (0.5+0.5\beta) \times C \times 2,019\text{円} - 63,130\text{千円} \times \frac{A}{100,000} \} + \\
 & \{ D \times 56,436\text{円} \times 0.03 - 13,855\text{千円} \times \frac{A}{100,000} \} + \\
 & (E \times 3,477\text{円} - 105,354\text{千円} \times \frac{A}{100,000}) \\
 & + F \times G \times 0.26 \times 0.8 + H \times 0.08 \times 0.8 + 51 \times I \times J \times 0.09 \times 0.8 ]
 \end{aligned}$$

【算式の符号】

A: 測定単位(人口)

B: 次の算式によって求めた補正後保険料軽減者数

$$\{ (33\text{万円以下段階保険料軽減者数}=\text{イ}) \times 1.69 \} + \{ (\text{保険料軽減者数計}=\text{ロ}) - (\text{イ}) \} \times 0.85$$

C: 次の算式によって求めた補正後保険料軽減世帯数

$$\{ (33\text{万円以下段階保険料軽減世帯数}=\text{ハ}) \times 1.68 \} + \{ (\text{保険料軽減世帯数計}=\text{ニ}) - (\text{ハ}) \} \times 0.81$$

$$\alpha : \frac{\frac{(\text{減額した被保険者均等割額計}=\text{ホ})}{(\text{補正後保険料軽減者数}=\text{B})}}{10,554}$$

$$\beta : \frac{\frac{(\text{減額した世帯別平等割額計}=\text{ヘ})}{(\text{補正後保険料軽減世帯数}=\text{C})}}{9,276}$$

D: 次の算式によって求めた補正後保険料軽減者数

$$\{ (33\text{万円以下段階保険料軽減者数}=\text{イ}) \times 0.96 \} + \{ (\text{保険料軽減者数計}=\text{ロ}) - (\text{イ}) \} \times 0.48$$

E: 一般被保険者数

F: 次の算式によって求めた基盤安定事業費

$$\text{算式: } \frac{(0.5+0.5 \times \alpha) \times B \times 10,554\text{円} + (0.5+0.5 \times \beta) \times C \times 9,276\text{円}}{1,000}$$

算式の符号は、前出のもの

G: 次の算式によって求めた数値

$$\begin{aligned}
 \text{算式: } & \gamma \geq 0.55 \text{ のとき} & G &= \gamma / 0.55 \\
 & 0.45 \leq \gamma < 0.55 \text{ のとき} & G &= (\gamma - 0.45) / 0.10 \\
 & \gamma < 0.45 \text{ のとき} & G &= 0
 \end{aligned}$$

$$\ast \left[ \gamma = \frac{\text{保険料軽減世帯数計}}{\text{一般被保険者世帯数}} \right]$$

H: 次の算式によって求めた数値

算式: a と b との小さい方の数値

$$a = 1,684 \times \frac{(c-1,177.7) \times \text{住民基本台帳人口 (H19.3.31現在)}}{100,000}$$

c: 10万人当たり病床数と医療圏10万人当たりの病床数との大きい方の数値

b = (実績給付費) - { (基準給付費) と 「172千円 × (一般被保険者数)」 との大きい方の数値 }

I: 一般被保険者のうち、60歳以上75歳未満の者の数

J: 一般被保険者数 i につき、

$$\left. \begin{aligned}
 & \left\{ \begin{array}{ll} I/i \geq 0.20 & \text{の場合} \\ 0.10 \leq I/i < 0.20 & \text{の場合} \\ I/i < 0.10 & \text{の場合} \end{array} \right. & \left. \begin{array}{l} I/i / 0.20 \\ (I/i - 0.10) / 0.10 \\ 0 \end{array} \right\}
 \end{aligned}$$

2,296円: 補正後保険料軽減者1人当たり市町村負担額(均等割相当)

2,019円: 補正後保険料軽減世帯1世帯当たり市町村負担額(平等割相当)

63,130千円: 単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金(保険料軽減分)の額

1.69、1.68: 7割及び6割軽減のシェアにより1.75及び1.50を加重平均して求めた乗率

0.85、0.81: 5割、4割及び2割軽減のシェアにより1.25、1.00及び0.50を加重平均して求めた乗率

56,436円: 平成18年度の全国平均保険料収納額 × 0.812

0.96: 7割及び6割軽減のシェアにより1.00及び0.83を加重平均して求めた乗率

0.48: 5割及び4割軽減のシェアにより0.50及び0.42を加重平均して求めた乗率

0.03: 0.12(7割軽減被保険者の保険基盤安定負担金(保険者支援分)の支援率) × 0.25(負担割合)

13,855千円: 単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金(保険者支援分)の額

3,477円: 一般被保険者1人当たりの人件費・助産費・光熱費・介護納付金に係る事務費等の需要費

105,354千円: 単位費用積算の基礎に算入されている人件費・助産費・光熱費・介護納付金に係る事務費・国民健康保険特別対策事業費補助金等の需要費

第12表 道路橋りょう費 投資補正I係数

	6	7	8	9	10	11～15	16～20
国道延長比率	22.0	21.5	21.0	20.5	20.0	20.0	16.5
道府県道延長比率	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.3	5.1
市町村道							
(ア) 4.5m以上	0.50	0.50	0.45	0.45	0.40	0.40	0.49
(イ) 4.5m～ 2.5m	1.1	1.1	1.15	1.15	1.20	1.22	1.30
(ウ) 2.5m～ 1.5m	1.10	1.15	1.20	1.25	1.30	1.31	1.47
(エ) 非永久橋	55	55	60	60	65	65	廃止
(オ) 交通事故件数比率							
(大都市)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.05
(大都市以外)	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.10

(ア)～(エ)については改良整備、(オ)については交通安全施設整備の必要度を反映させるための係数である。

用料が150円/m<sup>3</sup>以上の下水道事業について、使用料対象資本費単価（その額に応じた乗率を乗じて得た額）、有収水量及び使用料単価による割落率を乗じて得た額が、供用開始後25年までは0.45、26年から30年までは0.09の算入率により算入されている。

なお、平成20年度においては、平成17年度から平成19年度までの間に適用していた使用料単価が全国平均以上の事業まで対象を拡大する経過措置が廃止されている。

また、繰出基準の見直しに伴い、公共下水道について、施設の供用開始年度を起点として定めていた適用期間を、汚水処理の開始年度を起点とするよう改められている。

#### オ 地域振興費

航空機燃料譲与税や事業者税見合いの財政需要等を算入するものであり、人口や空港関係市町村の世帯数等を用いて補正係数を算出することとしている。

なお「地域振興費（面積）」に適用されていた投資補正係数Iは、算定の簡素化の観点から廃止されている。

#### ⑦ 事業費補正

事業費補正とは、公共事業の地方負担額や地方債の元利償還金等を用いて、実際の投資的経費に係る財政需要を交付税算定に反映させる補正である。

事業費補正については、基本方針2005において

「基準財政需要額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格に応じて見直す」とされたことを踏まえ、これまで道府県分を中心に見直しが進められてきたが、平成19年度からは市町村分の事業費補正の見直しに着手している。平成20年度においては、臨時高等学校整備事業債について、平成20年度に同意又は許可を得て発行するものから事業費補正の適用を廃止することとされた（算定上の反映は平成21年度から）。

個別費目別の改正点のうち、主なものは次のとおりである。なお、算入率については第13表に示している。

#### ア 下水道費

平成18年度に、下水道事業の資本費（元利償還金）について、合流式と分流式に区分した上で、雨水分に対する繰出基準を実態に見合った水準に見直すとともに、新たに汚水公費分として分流式の元利償還金に対して処理区域内人口密度等に応じて繰出基準が設けられた。

これに伴い、既発債の元利償還金については、見直し前の公費負担率と見直し後の公費負担率の差について、下水道事業債（特別措置分）の発行が認められることとされた。

なお、処理区域内人口密度が25未満の区分にあっては、見直し前の公費負担率と見直し後の公費負担率に差がないが、見直し後の考え方によると算入率が0.01引き下げられることとなる



第13表 事業費補正算入率の一覧表

(1) 地方負担額

費目		20年度算入率	19年度算入率
都市計画費	地下高速鉄道	0.6	0.6
	ニュータウン鉄道	—	—
	第3セクターニュータウン鉄道等	—	—
	第3セクター地下鉄建設事業	0.3	0.3
	地下鉄緊急整備事業	0.6	0.6
その他の土木費	産炭就労事業等	0.6	0.6
農業行政費	国営土地改良事業		
	(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
	(平成14年度以後に償還を開始したもの)	0.3 ※	0.3 ※
	緑資源機構営土地改良事業		
	(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
	(平成14年度以後に償還を開始したもの)	0.3 ※	0.3 ※
	水資源機構営土地改良事業		
	(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
(平成14年度以後に償還を開始したもの)	0.3 ※	0.3 ※	

※ ダム以外の算入率。(ダムの算入率はそれぞれ0.45)

ので、既発債については、従来どおりの算入率とされた。

流域下水道事業に係る地方債及び公共下水道事業債の元利償還金の算入率

区分	平成13年度以前許可債	平成14年度以降許可債	平成18年度以降同意等債
合流式	0.42	0.37	0.37
分流式			
処理区域内人口密度			
25未満	0.50	0.45	0.44
25以上50未満	0.42	0.37	0.37
50以上75未満	0.35	0.30	0.30
75以上100未満	0.28	0.23	0.23
100以上	0.21	0.16	0.16

イ 農業行政費

平成20年度より、林野水産行政費の測定単位が0となる団体については、臨時地方道整備事業債(ふるさと林道分)、単独林道及びふるさと一般林道整備事業に係る一般単独(一般)事業債の元利償還金を、農業行政費の事業費補正により算入することとされた。

⑧ 種別補正

種別補正は、測定単位のうちに種別があり、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについて、その費用の差に応じて測定単位の補正を行うものである。

ア 道路橋りょう費(面積)

国府県道に係る種別補正係数の区分が次のとおり改正された。

区分	平成20年度	平成19年度
市町村道	6.5m以上	1.1
	6.5~4.5m	1.0
	4.5~2.5m	0.7
	2.5~1.5m	0.2
	橋りょう	4.0
国府県道	1.88	1.89

イ 高等学校費

単位費用の改定等に伴い、教職員数を測定単位とするもの及び生徒数を測定単位とするものについて、種別補正係数が次のとおり改定された。

(2) 元利償還金(事業費補正における公債費算入分)

費目	元利償還金(元利償還金)	20年度算入率	19年度算入率
消防費	施設整備事業債(一般財源化分)	1.0※	1.0※
道路橋りょう費	臨時地方道整備事業債(一般分 昭和62年度許可債～) 臨時地方道整備事業債(特定道路分 平成4年度許可債～) 臨時地方道整備事業債(復興特別分 平成7.9～16年度許可債) 臨時地方道整備事業債(特定道路分 財対分 平成8年度許可債～)	0.3※ 0.3※ 0.8※ 0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.3※ 0.3※ 0.8※ 0.5※(H13許可債までは1.0※)
港湾費	通常分(補助事業及び直轄県営事業負担金分のうち昭和44年度以前発行の繰越資金分並びに単独事業分を除く)	0.5※(H13許可債までは0.3※)	0.5※(H13許可債までは0.3※)
都市計画費	地下鉄事業新々特例債(元金のみ) 地下鉄事業新々特例債(利子のみ) 地下鉄事業統特例債(利子のみ) 地下高速鉄道建設事業補助金債 地下鉄事業出資債 ニュータウン鉄道事業出資債 都市高速鉄道事業債(モノレール等・公営) 都市高速鉄道事業債(地下鉄・第3セクター)(平成12年度以前採択分) 都市高速鉄道事業債(地下鉄・第3セクター)(平成13年度以降採択分) 都市高速鉄道事業債(モノレール等・第3セクター) 都市高速鉄道事業債(ニュータウン鉄道等・第3セクター) 地下鉄緊急整備事業企業債(特別分) 地下鉄緊急整備事業出資債(地方単独整備区間分) 地下鉄輸送力増強等事業出資債 地下鉄緊急改良事業出資債(平成13年度許可債～) 地下鉄安全性向上対策事業出資債 地下鉄等防災・安全対策事業出資債 一般公共事業債(復興特別分 平成7年度許可債～)	0.6 0.45(上限1.2※相当額) 0.45※(H13許可債までは0.6※) 0.45※(H13許可債までは0.6※) 0.45※(H13許可債までは0.6※) 0.45※(H13許可債までは0.6※) 0.3※ 0.45※(H13許可債までは0.5※) 0.3※ 0.3※ 0.3※ 0.75◎ 0.45※(H13許可債までは0.6※) 0.45※ 0.45※ 0.8※	0.6 0.45(上限1.2※相当額) 0.45※(H13許可債までは0.6※) 0.45※(H13許可債までは0.6※) 0.45※(H13許可債までは0.6※) 0.45※(H13許可債までは0.6※) 0.3※ 0.45※(H13許可債までは0.5※) 0.3※ 0.3※ 0.75◎ 0.45※(H13許可債までは0.6※) 0.45※ 0.45※ 0.8※
公園費	公園緑地事業債	0.2※(H13許可債までは0.3※)	0.2※(H13許可債までは0.3※)
下水道費	下水道通常分(昭和46年度以前発行の市場公募資金分及びその借換分並びに昭和50年度以前発行の繰越資金分を除く)*詳細は事業費補正本文参照 下水道事業債特例措置分 下水道普及特別対策事業(平成8年度許可債～) 下水道事業債臨時措置分 下水道事業債(広域化・共同化分) 下水道資本費平準化債(下水道事業・公害防止事業) 下水道事業債特別措置分	0.16～0.45(H13許可債までは0.21～0.50) 1.0◎ 0.55◎ 1.0◎ 0.5※(H13許可債までは0.55※) 0.5※ 0.7	0.16～0.45(H13許可債までは0.21～0.50) 1.0◎ 0.55◎ 1.0◎ 0.5※(H13許可債までは0.55※) 0.5※ 0.7
その他の土木費	自然災害防止事業債 港湾分 都市生活環境整備事業債(平成4～13年度許可債) 公共用地先行取得事業債(基幹的公共用地分)(利子のみ・平成15年度許可債) 住宅地関連公共施設整備促進事業債及び住宅市街地総合整備促進事業債(平成5年度許可債～) 炭鉱就労事業等 新幹線鉄道整備事業(平成4年度許可債～) 地域経済対策事業債(平成10年度許可債) 臨時経済対策事業債(平成11～13年度許可債) 地域住宅交付金事業 一般事業債(まちづくり交付金事業) 地震防災対策特別措置法に基づく補助率嵩上げ分に係る地方債	0.285 0.5※(H13許可債までは0.3※) 0.4※ 1.0※相当 0.2※(H13許可債までは0.3※) 0.6 0.5※ 0.4※ 0.45※ 0.1 0.1 0.5※	0.285 0.5※(H13許可債までは0.3※) 0.4※ 1.0※相当 0.2※(H13許可債までは0.3※) 0.6 0.5※ 0.4※ 0.45※ 0.1 0.1 0.5※
小学校費及び中学校費	施設整備通常分(政府資金分)(平成3年度以前及び6年度許可債～) 施設整備通常分(政府資金分)(平成4及び5年度許可債) 学校アール整備通常分(政府資金分)(昭和63～平成3年度及び6年度許可債～) 大規模改造事業(単独事業分) 学校給食施設分(平成14年度許可債～) 個性ある教育環境整備事業(平成4及び5年度許可債) 児童生徒急増市町村等の用地取得分(昭和46～平成10年度許可債) 施設整備事業債(一般財源化分)	0.7◎ 0.5 0.3◎ 0.3※(H13許可債までは0.5※) 0.2※ 0.5 0.6 1.0※	0.7◎ 0.5 0.3◎ 0.3※(H13許可債までは0.5※) 0.2※ 0.5 0.6 1.0※
高等学校費	臨時高等学校整備事業債(特別老朽施設改築事業分 平成6～19年度同意等債) 大規模改造事業(単独事業分 平成元～19年度同意等債)	0.4※(H10許可債までは0.5※) 0.4※(H10許可債までは0.5※)	0.4※(H10許可債までは0.5※) 0.4※(H10許可債までは0.5※)
その他の教育費	幼稚園大規模改造事業(単独事業分 平成6～13年度許可債)	0.5※	0.5※
社会福祉費	施設整備事業債(一般財源化分)	1.0※	1.0※
高齢者保健福祉費(65歳以上)	施設整備事業債(一般財源化分)	1.0※	1.0※
清掃費	清掃施設整備分(用地取得・清掃運搬施設整備を除く)	0.3、0.5※(H13許可債までは0.2、0.5、0.57、0.4、0.7◎)	0.3、0.5※(H13許可債までは0.2、0.5、0.57、0.4、0.7◎)
農業行政費	一般公共事業債(農業農村・災害関連分 平成4年度許可債～) 一般単独事業債(単独農道及びふるさと一般農道分 平成4～13年度許可債) 臨時地方道整備事業債(ふるさと農道分 平成5年度許可債～) 臨時地方道整備事業債(ふるさと農道・財対分 平成8年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは0.3※) 0.3※ 0.3※ 0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは0.3※) 0.3※ 0.3※ 0.5※(H13許可債までは1.0※)
林野水産行政費	一般単独事業債(単独林道及びふるさと一般林道分 平成4～13年度許可債) 臨時地方道整備事業債(ふるさと林道分 平成5年度許可債～) 臨時地方道整備事業債(ふるさと林道・財対分 平成8年度許可債～)	0.3※ 0.3※ 0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.3※ 0.3※ 0.5※(H13許可債までは1.0※)
地域振興費(人口)	(旧)地域総合整備事業債特別分(除く財対分)(平成4年度許可債～) (旧)地域総合整備事業債特別分(財対分)(平成8年度許可債～) 地域総合整備資金貸付事業債(用地取得分を除く 平成6年度許可債～)(利子のみ) 地域総合整備資金貸付事業債(用地取得分 平成6年度許可債～)(利子のみ) 発展基盤緊急整備事業債(平成12年度許可債) 日本新生緊急基盤整備事業債(平成13年度許可債) 地域活性化事業債(除く財対分)(平成14年度許可債～) 地域活性化事業債(財対分)(平成14年度許可債～) 一般単独(一般)事業債(半島振興道路整備事業分)(平成14年度許可債～) 一般単独(一般)事業債(地方拠点都市整備事業分)(平成14～16年度許可債) 一般単独(一般)事業債(中心市街地再活性化等特別対策事業分)(平成14年度許可債～) 合併特例事業債(市町村合併推進事業分(旧法分))(平成14年度許可債～) 合併特例事業債(市町村合併推進事業分(新法分))(平成18年度同意等債～) 緊急防災基盤整備事業債・防災対策事業債(旧緊急防災基盤整備事業(継続事業分)分)(平成7年度許可債～) 防災対策事業債(防災基盤整備事業分) 防災対策事業債(公共施設等耐震化事業分) 空港整備事業債(2種(A)・空港市町村負担金分) 空港整備事業債(2種(B)・空港市町村負担金分) 空港整備事業債(3種・空港市町村負担金分) 空港整備事業債(2種(B)・空港市町村管理分) 一般単独(一般)事業債(石碓対策事業分)	0.3※ 0.3※(財政力補正により最大0.55) 1.0※ 0.75※ 0.5※ 0.5※ 0.5※ 0.5※ 0.3※ 0.3※ 0.3※ 0.3※ 0.3※ 0.3※ 0.3※ 0.3※ 0.3※ 0.5◎ 0.267◎ 0.267◎ 0.267◎ 0.267◎ 0.4※	0.3※ 0.3※(財政力補正により最大0.55) 1.0※ 0.75※ 0.5※ 0.5※ 0.5※ 0.5※ 0.3※ 0.3※ 0.3※ 0.3※ 0.3※ 0.3※ 0.3※ 0.3※ 0.3※ 0.5◎ 0.267◎ 0.267◎ 0.267◎ 0.267◎ 0.4※
地域振興費(面積)	臨時河川整備事業債(一般分 平成5年度許可債～、平成4年度は弾力運用分及び追加分) 臨時河川整備事業債(特定河川分 平成4年度許可債～) 臨時河川整備事業債(特定河川・財対分 平成8年度許可債～) 河川等関連公共施設債(平成10年度許可債～) 特定治水施設事業債(平成11、12、13年度許可債) 一般公共事業債(河川事業(指定都市に限る))	0.3※ 0.3※ 0.5※(H13許可債までは1.0※) 0.1※(H13許可債までは0.2※) 0.2※ 0.5※	0.3※ 0.3※ 0.5※(H13許可債までは1.0※) 0.1※(H13許可債までは0.2※) 0.2※ 0.5※

(注)※は理論償還による元利償還金の算入を示す。

◎は平成12年度許可債から理論償還による元利償還金の算入に変更されたことを示す。

平成19年度より、消防費、小・中学校費、社会福祉費、高齢者保健福祉費(65歳以上)において、施設整備事業債(一般財源化分)が新たに算入された。

「高等学校費（教職員数）」の種別補正係数

種別		補正係数	
		平成20年度	平成19年度
全日制		1.00	1.00
定時制	指定都市	1.18	1.12
	その他の市町村	0.96	0.96

「高等学校費（生徒数）」の種別補正係数

種別		補正係数		
		平成20年度	平成19年度	
全日制	普通科等	1.00	1.00	
	商業科・家庭科	1.12	1.12	
	衛生看護科等	2.52	2.51	
	農業科	2.54	2.56	
	工業・情報科	2.04	2.12	
	水産科	7.83	7.71	
定時制 (独立校)	指定都市	普通科等	2.23	2.32
		商業科・家庭科	2.40	2.50
		衛生看護科等	3.22	3.14
		農業科	3.75	3.82
		工業・情報科	3.45	3.38
	その他	普通科等	1.91	2.01
		商業科・家庭科	2.08	2.19
		衛生看護科等	3.07	3.00
		農業科	3.26	3.35
		工業・情報科	2.96	3.08
定時制 (併設校)	指定都市	普通科等	1.78	1.73
		商業科・家庭科	1.94	1.90
		衛生看護科等	2.87	2.93
		農業科	2.73	2.88
		工業・情報科	2.70	2.66
	その他	普通科等	1.63	1.59
		商業科・家庭科	1.79	1.76
		衛生看護科等	2.72	2.78
		農業科	2.58	2.57
		工業・情報科	2.55	2.52
別科・ 専攻科	職業科	4.35	4.29	
	その他	1.03	1.00	

ウ 公債費

公債費については、年次進行に伴う理論償還額の変動を反映するよう各年度許可債の種別補正係数を変更されている。なお、地方財政法第33条の9に規定する繰上償還（公的資金補償金免除繰上償還）を行った場合は、借換債の発行の有無にかかわらず、繰上償還前の償還表により台帳を整備し、測定単位の数値を把握することとされた。

i) 補正予算債償還費

平成10年度以前許可債については、大きな変更はない。

平成11年度以降許可債に係るものについては、市場公募団体における平成11年度許可債の理論償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

なお、基準財政需要額には、平成11年度及び平成12年度許可債に係る元利償還金については80%を算入し、平成13年度以後の許可債に係る元利償還金については、各々の年度当初における地方負担額に係る算入率に応じて算入することとされている。

同意等年度	区分	補正係数
11	(市場公募団体)	1.000
	(その他の団体)	1.028
12	(市場公募団体)	0.965
	(その他の団体)	1.014
13	77.5%算入分 (市場公募団体)	0.933
	(その他の団体)	1.012
	76.0%算入分 (市場公募団体)	0.914
	(その他の団体)	0.991
	66.0%算入分 (市場公募団体)	0.795
	(その他の団体)	0.861
	62.5%算入分 (市場公募団体)	0.753
	(その他の団体)	0.816
50.0%算入分 (市場公募団体)	0.602	
(その他の団体)	0.653	
14	60.0%算入分 (市場公募団体)	0.674
	(その他の団体)	0.781

14	50.0%算入分	
	(市場公募団体)	0.561
	(その他の団体)	0.651
16	95.0%算入分	1.140
	60.0%算入分	0.719
	50.0%算入分	0.600
17	60.0%算入分	
	(市場公募団体)	0.193
	(その他の団体)	0.211
	50.0%算入分	
	(市場公募団体)	0.161
	(その他の団体)	0.175
18	60.0%算入分	
	(市場公募団体)	0.207
	(その他の団体)	0.193
	50.0%算入分	
	(市場公募団体)	0.172
	(その他の団体)	0.161
19	60.0%算入分	
	(市場公募団体)	0.193
	(その他の団体)	0.193
	50.0%算入分	
	(市場公募団体)	0.161
	(その他の団体)	0.161

ii) 地方税減収補てん債償還費

平成3年度許可債の市場公募団体の理論償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

同意等年度	市場公募団体	その他の団体
3	1.000	—
4	1.020	—
5	1.024	—
6	1.057	—
7	1.015	—
9	0.988	0.781
10	0.964	1.977
11	0.988	1.288
12	1.258 (共通)	
13	1.282 (共通)	
14	1.212 (共通)	
15	1.215	1.318
16	1.323 (共通)	
17	0.216	0.270
18	0.270	0.243
19	0.243	0.243

iii) 臨時財政特例債償還費

昭和63年度許可債の理論償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおりとされた。

許可年度	補正係数	金利(政府)
63	1.000	4.85%
元	1.041	5.40%
2	1.159	6.90%
3	1.049	5.50%
4	0.968	4.40%
5	0.960	4.30%
6	0.938	4.00%
7	0.895	3.40%
8	0.841	2.60%

iv) 財源対策債償還費

平成6年度許可債の市場公募団体の償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

同意等年度	区 分	補正係数
6	一般公共事業等分	1.000
	(市場公募団体)	1.019
7	一般公共事業等分	0.970
	(市場公募団体)	0.970
	(その他の団体)	0.970
	義務教育施設整備事業債分	1.237
	(市場公募団体)	1.225
	(その他の団体)	1.237
8	一般公共事業等分	0.940
	(市場公募団体)	0.913
	(その他の団体)	0.913
	義務教育施設整備事業債分	1.162
9	一般公共事業等分	1.162
	(市場公募団体)	0.900
	(その他の団体)	0.883
	義務教育施設整備事業債分	1.111
10	一般公共事業等分	1.103
	(市場公募団体)	1.106
	(その他の団体)	0.884
	義務教育施設整備事業債分	0.889
11	一般公共事業等分	1.090
	(市場公募団体)	1.089
	(その他の団体)	1.089
	義務教育施設整備事業債分	1.087

11	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.900
	(その他の団体)	0.890
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	1.106
	(その他の団体)	1.108
	一般廃棄物処理事業債分	1.106
12	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.890
	(その他の団体)	0.856
	義務教育施設整備事業債分	1.070
	一般廃棄物処理事業債分	1.070
13	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.876
	(その他の団体)	0.863
	義務教育施設整備事業債分	0.886
	一般廃棄物処理事業債分 (市場公募団体)	1.306
	(その他の団体)	1.451
14	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.522
	(その他の団体)	0.500
	義務教育施設整備事業債分	0.398
	一般廃棄物処理事業債分 (市場公募団体)	0.644
	(その他の団体)	0.687
15	一般公共事業等分	0.544
	義務教育施設整備事業債分	0.546
	一般廃棄物処理事業債分	0.725
16	一般公共事業等分	0.543
	義務教育施設整備事業債分	0.618
	一般廃棄物処理事業債分	0.717
17	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.146
	(その他の団体)	0.159
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	0.144
	(その他の団体)	0.162
	一般廃棄物処理事業債分	0.151
18	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.156
	(その他の団体)	0.146
	学校教育施設等整備事業債分 (市場公募団体)	0.159
	(その他の団体)	0.151
	一般廃棄物処理事業債分 (市場公募団体)	0.140
	(その他の団体)	0.137

19	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.146
	(その他の団体)	0.146
	学校教育施設等整備事業債分 (市場公募団体)	0.156
	(その他の団体)	0.156
	一般廃棄物処理事業債分 (市場公募団体)	0.130
	(その他の団体)	0.130

v) 減税補てん償還費

平成10年度許可債の市場公募団体の償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

同意等年度		市場公募団体	その他の団体
6		0.666	—
7		0.666	1.110
8		0.160	1.110
10		1.000	0.729
11		1.014	0.741
12		0.778	0.717
13		0.754	0.705
14		0.736	0.660
15	恒久的減税分	0.783	0.712
	先行減税分	1.441	1.399
16	恒久的減税分	0.794	0.694
	先行減税分	1.471	1.381
17	恒久的減税分	0.170	0.213
	先行減税分	1.484	1.434
18		0.213	0.202

vi) 臨時財政対策債償還費

平成13年度許可債の市場公募団体の償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

同意等年度	市場公募団体	その他の団体
13	1.000	1.020
14	0.969	0.977
15	1.036	1.063
16	1.066	1.033
17	0.229	0.286
18	0.286	0.267
19	0.257	0.269

vii) 包括算定経費（面積）

土地利用形態コスト差を反映するため、宅地の面積を基礎として、平成19年度より種別補正が適用された。

区分	種別補正係数
宅地の面積	1.00
耕地の面積	0.90
林野の面積	0.25
その他の面積	0.18

(4) 臨時財政対策債

臨時財政対策債の発行可能額は、昨年度と同様、臨時財政対策債発行可能額を算定するための「単価」を設けた上で、これに「各地方団体の人口」及び「補正係数」を乗じることで算定されている。

平成20年度においては、地方税の偏在是正による財源を活用して「地方再生対策費」が創設されたが、今年度はその是正効果が現れないため、臨時財政対策債の発行により財源を確保しており、「地方再生対策費」に係る発行額（3,700億円）は、道府県の既往の発行額に加算することとしたため、道府県分の単価が引き上げられた。

なお、臨時財政対策債発行可能額の算出に用いる補正係数については、今年度も平成18年度及び平成19年度の臨時財政対策債発行可能額の算出に用いた補正係数と同一の率とされた。

算式は、以下のとおりである。

$$\text{算式} = A \times B \times \alpha \times C$$

A：人口

B：平成18年度及び平成19年度の補正係数と同一の率

C：単価（7,624円）

$\alpha$ ：総額に合わせ付けるための率（調整率）1.0003105

2 基準財政収入額

基準財政収入額の算定については、平成20年度地方財政計画における収入見込額等を基礎として、地方税法の改正等に伴う算定方法の改正並びに年次進行に伴う基礎数値の置き換え等によって行われた。

また、本年は、年度当初から一ヶ月間、道路特定財源の暫定税率が失効したため、本年度の基準財政

収入額の算定においては、この暫定税率失効に伴う減収が反映されている。

算定方法の主な改正点は次のとおりである。

- ① 暫定税率失効期間中の地方団体の減収額（総務省自治税務局調査：656億円（自動車取得税117億円、軽油引取税493億円、地方道路譲与税46億円）の調査結果に基づき、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金にあつては減収額の75%、地方道路譲与税にあつては減収額の100%をそれぞれ反映して算定を行うこととされた。
- ② 平成20年度において、住宅借入金等特別税額控除による個人住民税の減収を補てんするため創設された減収補てん特例交付金について、基準財政収入額に75%算入することとされた。

(1) 市町村民税所得割

市町村民税所得割の基準税額は、いわゆる一般所得課税分、退職所得分離課税分及び分離譲渡所得課税分にそれぞれ区分して算定することとされている。

一般所得課税分に係る理論納税義務者1人当たりの単位税額については、132,500円とされたところである。昨年は129,400円であったので2.4%（3,100円）の増となっている。

各市町村の補正率の基礎数値となる単位税額は、前年度の課税状況調を基礎に算出することとされているが、その実績は第14表のとおりである。そして、各市町村の単位税額補正率は、当該市町村の単位税額をそれぞれ全国平均の単位税額（129,049円）で除することにより算出される。

なお、税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないよう、平成19年度以降、当分の間の措置として、個人住民税のうち所得税からの税源移譲に伴う影響額を

第14表 市町村民税所得割に係る単位税額

(単位:円)

区分	年度	16	17	18	19	20	
総務大臣通知に係る単位税額		117,000	118,800	120,700	129,400	132,500	
同上実績	全 国	111,457	114,117	128,583	129,049	—	
	府内市町村 (除政令市)	118,916	122,110	134,320	134,808	—	
	政令市	大 阪 市	110,016	114,344	126,850	127,448	—
		堺 市	—	—	131,303	131,440	—

(注) 「同上実績」欄は、課税状況調をもとに算出した数値である。

基準財政収入額に100%算入することとされた。具体的には、税源移譲後の個人住民税所得割の収入見込額の75%相当額に、税源移譲に伴う影響額の25%相当額を加算した額とされている。

また、平成20年度においては、税源移譲に伴う影響額を算出するために必要となる税源移譲前対象税額の算出方法について、平成19年度課税状況調により報告された課税標準額等に、税源移譲が行われる前の税率（旧税率）を乗じることによって算出することとする見直しが行われた。

さらに、平成20年度から住宅借入金等特別税額控除見込額を算定に反映することとされた。

## (2) 市町村民税法人税割

市町村民税法人税割の推計基準税額の算定については、前年度（4月～3月）の調定実績に推計伸率を乗じて算出する方法により算定されている。

この推計伸率は、平成19年度地方財政計画における法人税割の収入見込額を基礎として各団体の税収実績等を勘案し、大阪市にあっては1.15、堺市にあっては1.11、その他の市町村は1.08とされた。

推計伸率及び精算方法の推移については第15表のとおりである。精算方法については、19年度分は1/3、18年度分は当該未精算額の1/2、17年度分は当該未精算額の残り全額を精算することとされた。

また、府内市町村の基準税額等については、第16表のとおりである。

なお、平成20年11月末現在の府内市町村の調定見込額を見ると、ほとんどの市町村で企業収益が減少していることから、前年比で10.1%の減となっている。来年度の普通交付税の予算見積りに際しては、地方財政計画のほか、大企業、その他地元企業の決算の状況、今後の景気動向などを見極めつつ、また精算額にも十分に配慮する必要がある。

第15表 法人税割推計伸率及び精算方法の推移

年 度		16	17	18	19	20
推計伸率	府内市町村 (除政令市)	1.05	1.11	1.08	1.16	1.08
	大阪市	—	—	—	1.19	1.15
	堺市	—	—	—	1.19	1.11
精算方法	精算額	正	1/3	1/3	1/3	1/3
		負	1/3	1/3	1/3	1/3

第16表 市町村民税法人税割基準税額等

(単位:千円、%)

区 分	基準税額			推計基準税額			精算額等			
	20年度 (A)	19年度 (B)	増減率 A/B-1	20年度 (C)	19年度 (D)	増減率 C/D-1	20年度におい て精算すべき 額(E)	左の内訳		
								19年度分	18年度分	17年度分
大 都 市	121,149,093	127,601,453	△ 5.1	117,684,170	120,597,031	△ 2.4	3,464,923	△ 921,559	4,367,734	18,748
都 市	38,633,726	40,490,373	△ 4.6	38,874,345	39,080,597	△ 0.5	△ 240,619	△ 856,151	278,309	341,464
町 村	912,348	770,684	18.4	973,496	839,253	16.0	△ 61,148	21,045	△ 117,905	35,720
市町村計 (除大都市)	39,546,074	41,261,057	△ 4.2	39,847,841	39,919,850	△ 0.2	△ 301,767	△ 835,106	160,404	377,184
府 計	160,695,167	168,862,510	△ 4.8	157,532,011	160,516,881	△ 1.9	3,163,156	△ 1,756,665	4,528,138	395,932

(注)「精算額等」の「左の内訳」には「総務大臣が認める修正額」を含まない。

第17表 利子割交付金基準税額等

(単位:千円、%)

区 分	基準税額			推計基準税額			精算額等			
	20年度 (A)	19年度 (B)	増減率 A/B-1	20年度 (C)	19年度 (D)	増減率 C/D-1	20年度におい て精算すべき 額(E)	左の内訳		
								19年度分	18年度分	17年度分
大 都 市	3,575,892	2,264,307	57.9	2,954,074	1,941,381	52.2	621,818	164,655	215,767	241,396
都 市	6,015,811	3,798,873	58.4	4,981,210	3,307,374	50.6	1,034,601	266,383	359,882	408,336
町 村	209,593	131,199	59.8	174,004	117,078	48.6	35,589	8,791	12,454	14,344
市町村計 (除大都市)	6,225,404	3,930,072	58.4	5,155,214	3,424,452	50.5	1,070,190	275,174	372,336	422,680
府 計	9,801,296	6,194,379	58.2	8,109,288	5,365,833	51.1	1,692,008	439,829	588,103	664,076

### (3) 固定資産税

固定資産税の基準税額は、土地、家屋及び償却資産に係るものの合計額である。なお、固定資産税の土地及び家屋の基準税額の算定に関して用いている単位当たり平均価格については、概要調書報告書に記載されるべき平成20年度分の単位当たり平均価格を用いることとされている。

### (4) 利子割交付金

前年度の交付実績額に乗ずる推計伸率は、地方財政計画等を勘案して1.213とされた。

精算方法については、19年度分は1/3、18年度分は当該未精算額の1/2、17年度分は当該未精算額の残り全額を精算することとされた。

また、府内の基準額等については第17表のとおりである。

### (5) 配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金

前年度の交付実績額に乗ずる推計伸率は、地方財政計画等を勘案して配当割交付金が0.806、株式等譲渡所得割交付金が1.028とされた。

## V おわりに

地方分権改革については、平成20年5月28日に地方分権改革推進委員会により、国と地方の役割分担を見直し、基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大をうたった「第1次勧告」が決定され、同年6月には、「第1次勧告」を受けた「地方分権改革推進要綱（第1次）」が制定された。さらには、平成20年12月8日に同委員会より、国の義務付け・枠付けの見直しと国の出先機関の見直し等について「第2次勧告」が決定された。

これらの勧告を踏まえ、今後、第3次勧告に向けて、義務付け・枠付けの見直しや行政体制の整備の議論とともに税財政改革が議論される予定であり、最終的には第3次勧告がなされた後、政府・地方分権改革推進本部により「地方分権改革推進計画」が策定される予定である。

また、昨年12月には持続可能な社会保障構築に向けた「中期プログラム」が閣議決定され、その中で税制の抜本改革の基本的方向性が盛り込まれるなど、平成

21年度は、今後の地方税財政制度を形づくる上で、大事な年になりそうである。

平成21年度の地方財政対策では、生活防衛のための緊急対策として「地域雇用創出推進費（5,000億円）」が創設された。さらに、地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実として5,000億円が計上されたことにより、地方交付税は既定分とは別枠で1兆円増額された。しかし、「地域雇用創出推進費」は2年限りの措置であり、残りの5,000億円も財源として恒久的に保障されたわけではない。また、地方交付税の原資である国税5税は、景気悪化の影響で大きく減収する見込である。

この結果、出口ベースでは前年度比4,000億円の増にとどまっている。

さらに、「基本方針2006」、「基本方針2007」を踏まえた、「基本方針2008」が閣議決定され、「歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」「基本方針2007」に則り、最大限の削減を行う。」との方針が示されたことも踏まえ、給与関係経費・一般行政経費等の必要経費は減の見込みである。

つまり、既定分としては前年度割れとなっている上、「基本方針2006」の考え方は維持されていることから、今後交付税が反転をして増えていくというようなことを期待できる状況では決してない。これは、引き続き歳出削減に努めていかなければならない状況に変わりはないということの意味しており、今後は単に歳出削減をするだけでなく、地方公共団体として住民に提供すべきサービスとは何かを見つめ直し、事業の選択と重点化を図る必要がある。

また、中長期的には現在の分権改革が進展し、国の関与の縮減が進めば、包括算定経費の拡大も予定されている。こうした動き如何では、地方交付税を含め、地方税財政制度は大きく変わっていくものと予想され、各市町村の事業選択や財政運営における判断は益々重要性を増していると言えよう。



## 平成20年度普通交付税の再算定について

### 1 はじめに

平成20年度の普通交付税の当初算定は、平成20年8月15日に決定されたが、その後、平成20年度限りの措置として地方税等減収補てん臨時交付金が創設されることになったことに伴い、普通交付税についても再算定が行われ、平成20年10月22日に決定された。

### 2 地方税等減収補てん臨時交付金

道路特定財源の暫定税率失効期間中（平成20年4月分）における地方公共団体の減収額については、各地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう国の責任において適切な財源措置を講ずるための「地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律」が10月16日に成立し、10月22日に公布・施行され、普通交付税の交付・不交付にかかわらず地方税等減収補てん臨時交付金が交付された。

- 地方税等減収補てん臨時交付金 656億円
  - 都道府県分493億円 市区町村分163億円
  - （府内市町村 15億61百万円）
- ・自動車取得税減収補てん臨時交付金117億円
  - 都道府県分35億円 市区町村分82億円
  - （府内市町村 5億67百万円）
- ・軽油引取税減収補てん臨時交付金493億円
  - 都道府県分434億円 政令指定都市分59億円
  - （府内市町村 8億86百万円）
- ・地方道路譲与税減収補てん臨時交付金46億円
  - 都道府県分25億円 市区町村分21億円
  - （府内市町村 1億9百万円）

### 3 普通交付税の再算定

地方税等減収補てん臨時交付金の創設に伴い、普通交付税の基準財政収入額には、自動車取得税減収補てん臨時交付金の75%、軽油引取税減収補てん臨時交付金の75%、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金の100%を算入することとされ、再算定を行うこととされた。

### 4 再算定の結果

今回の再算定により、変更後の交付決定額は、道府県分が8兆21億円（対前年度0.7%減）、市町村分が6兆4,795億円（対前年度4.0%増）となり、当初算定額から道府県分は120億円減る一方で、市町村分は120億円増えることとなった。なお、地方税等減収補てん臨時交付金が基準財政収入額に算入されたことに伴い、調整率についても当初算定の0.001620898から0.000438498に変更された。

府内市町村については、基準財政収入額は当初算定から9億20百万円増となったが、調整率が縮小したこともあり、変更後の交付決定額は1,766億81百万円（対前年度4.3%増）で当初算定から6億95百万円の増となっている。

